

豊能町災害廃棄物処理計画

豊能町

令和7年3月

目次

1 編 総則	1
1 章 背景及び目的	1
2 章 本計画の位置づけ	1
3 章 基本的事項	3
(1) 対象とする災害	3
(2) 対象とする災害廃棄物	4
(3) 災害廃棄物処理の基本方針	5
(4) 処理主体	6
(5) 地域特性と災害廃棄物処理	6
(6) 教育訓練・研修	7
2 編 災害廃棄物対策	8
1 章 組織体制・指揮命令系統	8
(1) 町災害対策本部	8
(2) 災害廃棄物対策の担当組織	9
2 章 情報収集・連絡	13
(1) 町災害対策本部との連絡及び収集する情報	13
(2) 国・大阪府・近隣市町との連絡	14
(3) 大阪府へ報告する情報	16
3 章 協力・支援体制	18
(1) 自衛隊・警察・消防との連携	18
(2) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援	18
(3) 民間事業者団体等との連携	19
(4) ボランティアとの連携	20
(5) 災害廃棄物処理の事務委託、事務代替	20
4 章 住民等への啓発・広報	21
5 章 一般廃棄物処理施設等	22
(1) 一般廃棄物処理施設の現況	22
(2) 仮設トイレ等の設置とし尿の収集運搬及び処理	23
(3) 生活ごみ	27
(4) 避難所ごみ	28
(5) 片付けごみ	29
6 章 災害廃棄物処理対策	32
(1) 災害廃棄物処理の全体像	32
(2) 発生量・処理可能量	33
(3) 処理スケジュール	35
(4) 処理フロー	36
(5) 仮置場	36
(6) 環境対策、モニタリング	41
(7) 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)	44
(8) 選別・処理・再資源化	47
(9) 最終処分	47
(10) 広域的な処理・処分	48
(11) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	48
(12) 思い出の品等	49
(13) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策	50
7 章 災害廃棄物処理実行計画	50
8 章 処理事業費等	51
9 章 災害廃棄物処理計画の見直し	52

1編 総則

1章 背景及び目的

阪神淡路大震災（平成7年）、大阪北部地震（平成30年）等の地震災害や、西日本豪雨（平成30年）や巨大台風による被害と近年勃発している風水害においては、平常時の数年から数十年分に相当する大量の災害廃棄物が一時に発生し、その処理が自治体の課題となってきた。

環境省が示した「災害廃棄物対策指針」（平成30年改定）では、災害廃棄物対策を「災害予防」「災害応急対策」「災害復旧・復興」の3つのステージに分け、それぞれの場面で取り組むべき事項について整理し、これに基づいた災害廃棄物処理計画の策定を各自治体に求めている。また、大阪府でも「大阪府災害廃棄物処理計画」（平成29年3月）を策定したところである。

豊能町災害廃棄物処理計画は、豊能町（以下「本町」）における災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すものである。

2章 本計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき、大阪府災害廃棄物処理計画との整合性を図りつつ、災害廃棄物処理に関する豊能町の基本的な考え方と具体的な対応方策を示すものであり、災害廃棄物処理に係る基本計画として位置付けられる。

また、「豊能町地域防災計画」及び本町の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である「第2次豊能町ごみ処理基本計画」を災害廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものである。

災害発生時には、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。また、被害状況等の情報収集を行ったうえで、本計画に基づき災害廃棄物の発生量の推計、処理期間等の方針及び具体的な処理体制について検討を行い、本計画を基に災害廃棄物処理実行計画として取りまとめる。

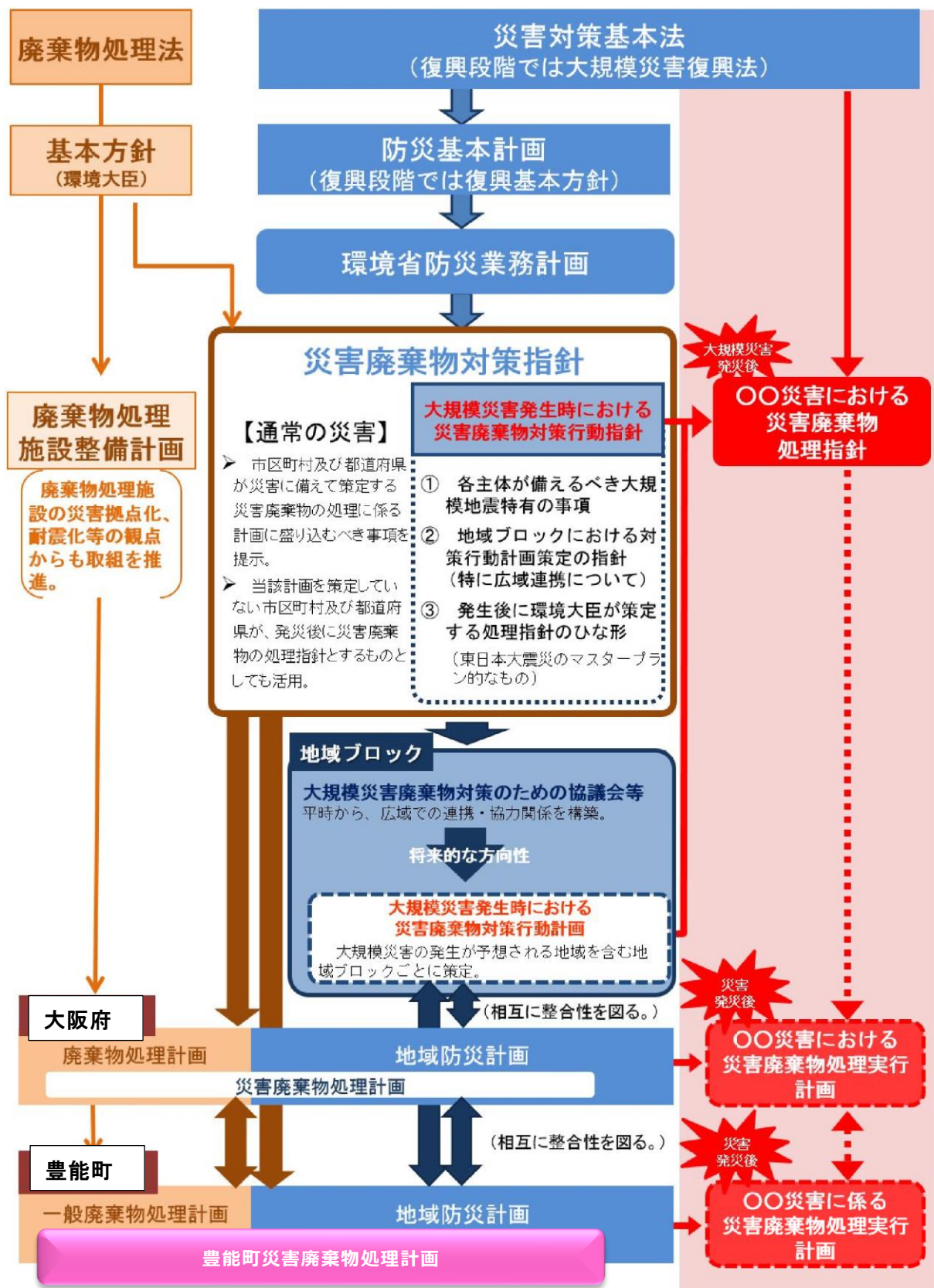


図 1-2-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け
出典：災害廃棄物対策指針（改訂版） 平成 30 年 3 月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

3章 基本的事項

(1) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震及び台風、豪雨等による災害、その他自然災害とする。地震災害については、国や府、豊能町で具体的に被害が推計されており、本計画ではそれぞれについて本町内で最も被害が大きくなる災害を想定し、災害廃棄物等の発生量の推計等を行う。

本計画では、「豊能町地域防災計画」の中で想定されている地震の中でも特に被害の大きい「有馬高槻断層帯地震」を対象に、災害廃棄物の検討を行う。

表1-3-1 想定する災害（地震）

項目	内容
想定地震	有馬高槻断層帯地震
予想規模	震度6強
建物全壊棟数 (全棟に対する割合%)	94棟 (1.1%)
建物半壊棟数 (全棟に対する割合%)	216棟 (2.5%)
避難人口(最大)	252人

注. 全棟数は「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より8,705棟とした。

出典:「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)

(2)対象とする災害廃棄物

災害廃棄物は一般廃棄物であるため、本町が処理の主体を担う。本計画において対象とする災害廃棄物の種類は、表1-3-3のとおりとする。

表1-3-3 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害等による流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトがらなど
	瓦くず	廃瓦
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫などの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う
	腐敗性廃棄物	畳や被害冷蔵庫等から排出される食品※、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、テトラクロエチレン等の有害物質、医学品類、農薬類等の有害廃棄物等
	堆積物	土砂やヘドロが洪水により堆積したもの
生活ごみ	その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレス、太陽光パネルなどの猪名川上流広域ごみ処理施設組国崎クリーンセンターでは処理が困難なもの、漁網、石膏ボードなど
	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿

※冷蔵庫・冷凍庫内の食品などの腐敗性廃棄物については、実際に発生が見込まれるため、災害廃棄物に含めているが、排出者が自覚している場合は、集積所・仮置場に排出される前に、通常の生活ごみとして排出することを広報する。

(3) 災害廃棄物処理の基本方針

1) 処理の基本方針

災害廃棄物の処理に関する基本方針を表1-3-4に示す。

表1-3-4 災害廃棄物の処理に関する基本方針

基本方針	内 容
衛生的かつ迅速な処理	大規模災害時に大量に発生する廃棄物について、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障が無いよう、適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理することとし、状況に応じて可能な限り短期間での処理を目指す。
分別・再生利用の推進	災害廃棄物の埋立処分量を削減するため、分別を徹底し、再生利用、再資源化を推進する。
処理の協力・支援、連携	本町による自己処理を原則とするが、自己処理が困難であると判断した場合は、国や大阪府、他の市町村及び民間事業者等の協力・支援を受けて処理する。
環境に配慮した処理	災害廃棄物の処理現場の周辺環境等に十分配慮して処理を行う。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策等に配慮する。
安全作業の確保	災害時の廃棄物処理は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入などに伴い、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

2) 時間的経過への対応

災害発生後、全体的な被害状況を的確に把握するとともに、災害廃棄物等の発生量、処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量などを踏まえ、予め策定した処理スケジュールの見直しを行い、再構築する。

処理においては、道路障害物や倒壊の危険性のある損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）、有害廃棄物・危険物の回収、腐敗性廃棄物の処理など緊急性の高いものを優先する。

時間経過に伴い、処理施設の復旧や増設、動員可能人員、資機材の確保、広域処理の進捗など状況が変化することから、適宜見直しを行い円滑な進行管理に努める。全体スケジュールについては、災害規模から廃棄物発生量、処理施設の被災状況等を確認しながら、状況に合わせて適宜見直す。発災後の時期区分の特徴については、下記の表1-3-5に示す。

表1-3-5 発災後の時期区分と特徴

時期区分		特徴	時間の目安
災害 応急 対策 期	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資材の確保等を行う期間)	発災後 数日間
	応急対応期 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物等を処理する期間)	～3週間 程度
	応急対応期 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備期間)	～3ヵ月 程度

復旧・復興期	避難生活が終了する時期（避難所ごみ等処理が通常業務化し、災害廃棄物等を本格的に処理する期間）	～3年 程度
--------	--	-----------

出典：指針（改訂版）（環境省 平成30年（2018年）3月）

3）処理目標期間

町域で発生する災害廃棄物については、東日本大震災及び阪神・淡路大震災における事例を踏まえ、最長で概ね3年以内に処理を完了させることを基本とし、次のとおり処理目標期間を設定する。なお、発災時には、その被害状況に応じて、できる限り早期の処理完了に向けて適切な処理期間を設定する。

表1-3-6 災害廃棄物の処理目標期間

内 容	処理目標期間
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の収集	6ヵ月以内
災害ごみ（破損した粗大ごみ等）の処理	1年以内
一次仮置場への搬入完了 （倒壊家屋等の解体撤去を含めた全ての災害がれき）	1年6ヵ月以内
一次仮置場からの撤出完了（二次仮置場等への搬入完了）	2年以内
リサイクル・処理・処分完了	3年以内

（4）処理主体

災害廃棄物は、一般廃棄物とされていることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃掃法」という。）第4条第1項の規定により、市町村が第一義的に処理の責任を負う。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14（事務の委託）の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができるとされ、本町が地震や水害等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、大阪府に事務委託を行うこととする。

（5）地域特性と災害廃棄物処理

本町の地域特性を踏まえた災害廃棄物処理における留意点は、次のとおりとなる。

- ・本町の地勢や市街地形成の状況を踏まえると、地震による道路被害や豪雨による道路冠水等により集落間のアクセスが崩壊する可能性が高く、災害廃棄物の運搬や仮置場整備に際しては、アクセスの確保に留意する必要がある。
- ・本町では、ごみの中間処理業務を一部事務組合において共同処理を行なっていることから、災害廃棄物処理事務の実施に際しては、近隣自治体との連携を図る必要がある。

(6)教育訓練・研修

発災後速やかに災害廃棄物を処理するためには、災害廃棄物処理に精通し、かつ柔軟な発想と決断力を有する人材が求められることから、平常時から災害マネジメント能力の維持・向上を図る必要がある。

そのため、下記のような教育訓練・研修を積極的に実施・参加し、災害廃棄物処理に求められる人材育成に努める。

- ・ 町職員・域内事業者や地域住民、自治会を対象とした研修の実施
- ・ 府や近畿地方環境事務所が主催する研修への参加
- ・ 防災関係機関あるいは防災組織が実施する防災訓練について積極的に協力し、災害廃棄物処理に対する対応力向上

災害廃棄物処理に必要な能力の習得方法例を図1-3-1に示す。

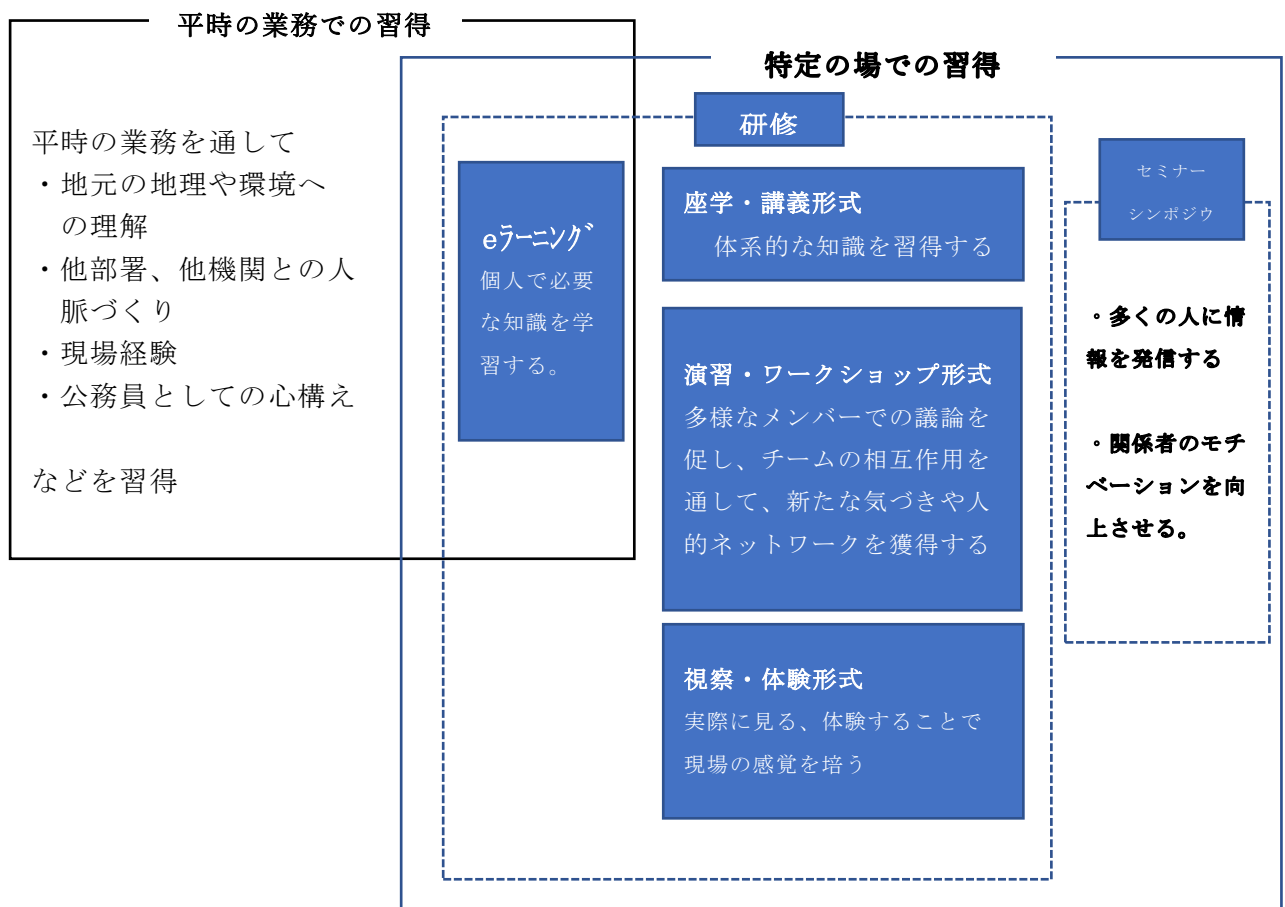


図1-3-1 災害廃棄物処理に必要な能力の習得方法例

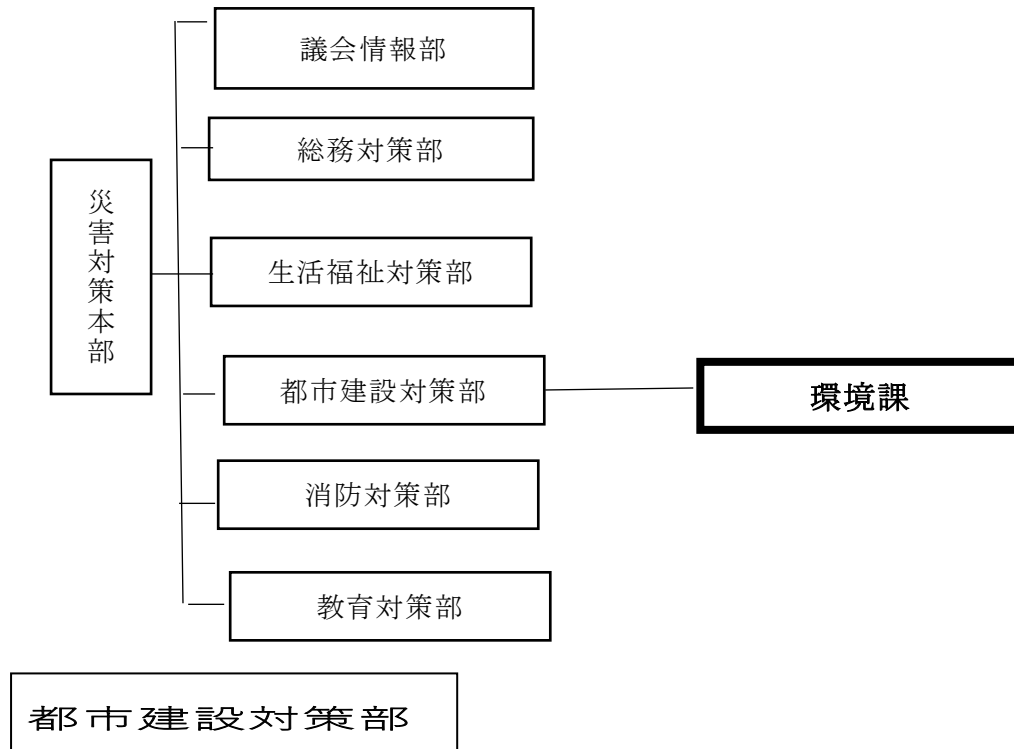
出典：「災害廃棄物情報プラットフォーム」（国立研究開発法人国立環境研究所ホームページ、令和元年10月時点）

2編 災害廃棄物対策

1章 組織体制・指揮命令系統

(1)町災害対策本部

発災直後の配備体制と業務は、地域防災計画のとおりとする。災害廃棄物処理を担当する組織については、図2-1-1のとおりとする。



都市建設対策部

○建設課

1応急措置及び災害復旧の職員の派遣に関する事。

2道路法に基づく交通規制に関する事。

3緊急時における町内建設業者への協力依頼に関する事。

4所管施設での被災現場での応急措置・復旧に関する事。

5道路・河川・水路等の被害調査及び応急復旧に関する事。

○都市計画課

1下水道調整池・公園等の被害調査及び応急復旧に関する事。

2大阪広域水道企業団との連絡調整に関する事。

3応急仮設住宅の建設に関する事。

4応急仮設住宅の申込み等に関する事

5家屋等の応急危険度判定調査に関する事。

6被災家屋の解体及び除去に関する事。

○農林商工課

1農林業関係の被害調査及び応急復旧に関する事。

2商工業関係の被害調査及び復旧に関する事。

3家畜伝染病の予防及び防疫に関する事。

○環境課

1ごみの収集処理計画及び実施に関する事。

2ごみ収集業者への協力要請及び指導監督に関する事。

3ごみ、し尿及び死獣の収集処理に関する事。

4し尿汲み取り業者の協力要請及び指揮監督に関する事。

5遺体の安置、処理及び埋（火）葬に関する事

6被災地域の防疫活動（消毒、害虫駆除等）に関する事。

7環境保全対策に関する事。

図2-1-1 災害廃棄物対策組織の構成

出典：「豊能町職員令和6年度災害初動マニュアル」

（２）災害廃棄物対策の担当組織

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、表2-1-1及び表2-1-2のとおりである。各フェーズについては、災害規模等により異なるが、初動期は発災から７日程度まで、応急対応は、発災から３週間程度とそれ以降の３か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から１年程度を目安とする。また、各担当者の分担業務のイメージを表2-1-3に示す。

表2-1-1 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項 目		内 容
初動期	生活ごみ	生活ごみの収集方針の決定 ・従来どおりの収集方針での実施、または方針の変更（災害で発生する片づけごみと混合しないようにする）
	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
	し尿等	仮設トイレ（簡易トイレを含む）消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの設置
		し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始：処理、保管先の確保）
		仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）
応急対応（前半）	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入
		ごみ焼却施設等の補修体制の整備、必要資機材の確保
		収集運搬・処理体制の確保
		処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定
		感染性廃棄物への対策
		収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分
	し尿等	仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
応急対応（後半）	避難所ごみ等	ごみ焼却施設等の補修・再稼働の確認
復旧・復興	し尿等	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴い仮設トイレの撤去

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）

表2-1-2 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物等）

項 目		内 容
初動期	被災状況の把握	管内全域、交通状況、収集ルート of 被災状況確認
	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
	解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）
	仮置場	仮置場の必要面積の算定
		仮置場の候補地の選定
		受入に関する合意形成
		仮置場の確保
		仮置場の設置・管理・運営
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮
	各種相談窓口の設置	解体・撤去等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）
	住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報
応急対応（前半）	発生量等	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計
	収集運搬	収集運搬体制の確保
		収集運搬の実施
	解体・撤去	倒壊の危険のある建物の優先解体（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、処理先の確定、撤去作業の安全の確保、灯油・ガスボンベ・カセットボンベ・有機溶剤・バッテリー・PCB・トリクロロエチレン・フロンなどの優先的回収
	分別・処理・再資源化	腐敗性廃棄物の優先的処理（腐敗物の処理は1か月以内）
応急対応（後半）	処理スケジュール	処理スケジュールの検討、見直し
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	環境対策、モニタリング、火災対策	火災防止策
		環境モニタリングの実施
		悪臭及び害虫防止対策、飛散、漏水防止策
	解体・撤去	解体が必要とされる建物の解体（設計、積算、現場管理等を含む）
	分別・処理・再資源化	被災自動車の移動（道路上などは前半時に対応）選別・破碎・焼却処理体制の確保（可能な限り再資源化）
復旧・復興	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立
	仮置場	仮置場の復旧・返却
	分別・処理・再資源化	廃家電、被災自動車等の処理先の確保及び処理の実施
		混合廃棄物、コンクリートがら、木くず等の処理
		処理施設の解体・撤去
	最終処分場	受入に関する合意形成
		最終処分の実施

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）を一部修正

表2-1-3 初動対応時の業務リストのイメージ

組織区分	担当	業務区分	業務概要	業務実施期間						業務目標完了時間	支援要請業務
				12時間	24時間	3日	1週間	3週間	3週間以上		
従来組織	総務課	応急	災害時組織体制へ移行する。	↔						12時間	
			災害対策本部の対応を行う。	↔	↔	↔	↔	↔	↔	-	
			安否情報及び被害情報を要約する。	↔	↔	↔				3日	
		通常	部局内の予算及び決算対応を行う。(災害対応業務以外)					↔	↔	-	
			部局内事務について連絡調整する。(災害対応業務以外)			↔	↔	↔	↔	-	
	廃棄物対策課	応急	生活ごみ・避難所ごみの収集運搬体制を構築する。		↔					3日	
			し尿の収集運搬体制を構築する。		↔					3日	
			上記の収集運搬体制を進捗に応じて見直し、必要に応じて支援要請する。		↔					3日	
		通常	一般廃棄物にかかわる施策の企画・調整を行う。					↔	↔	-	
			一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物の分別及び収集運搬計画を策定する。					↔	↔	-	
	ごみ減量課	通常	不法投棄・野外焼却等の監視パトロールを実施する。			↔	↔	↔	↔	1週間	✓
			一般廃棄物の集積所・適正処理にかかわる指導及び啓発を行う。			↔	↔	↔	↔	1週間	✓
			一般廃棄物の減量及びリサイクルにかかわる指導及び啓発を行う。					↔	↔	-	
	収集事務所	応急	収集運搬車両の被害状況を調査する。		↔					24時間	
			生活ごみ・避難所ごみを収集・運搬する。			↔	↔	↔	↔	-	✓
		通常	し尿を収集・運搬する。			↔	↔	↔	↔	-	✓
			収集車両を管理及び整備する。			↔	↔	↔	↔	-	
			資源、粗大ごみを収集・運搬する。					↔	↔	-	
	廃棄物処理施設	応急	各処理施設の緊急点検を実施する。	↔	↔					24時間	
			被害箇所を修理する。		↔	↔	↔	↔	↔	-	
		通常	一般廃棄物を焼却処理する。			↔	↔	↔	↔	-	
			し尿を処理する。			↔	↔	↔	↔	-	
			資源、粗大ごみを処理する。					↔	↔	-	
災害時新設組織	渉外調整担当	応急	国、都道府県・他市町村からの支援について調整する。		↔	↔	↔	↔	↔	-	
			民間団体等からの支援について調整する。		↔	↔	↔	↔	↔	-	
			受援対応を行う。		↔	↔	↔	↔	↔	-	
	広報担当	応急	市民・ボランティアへの情報提供を行う。	↔	↔	↔	↔	↔	↔	24時間	
			市民からの問い合わせに対応する。	↔	↔	↔	↔	↔	↔	-	
			メディア対応を行う。	↔	↔	↔	↔	↔	↔	-	
	契約予算担当	応急	災害廃棄物処理を実施するための予算を確保する。	↔	↔	↔	↔	↔	↔	-	
			仮置場運営等を民間業者に委託する。			↔	↔	↔	↔	-	
			災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請を行う。					↔	↔	-	
	仮置場担当	応急	仮置場を開設する。	↔	↔	↔				3日	
			搬入物の確認及び分別指導を行う。		↔	↔	↔	↔	↔	-	✓
	災害廃棄物処理担当	応急	災害廃棄物の処理を進捗管理する。		↔	↔	↔	↔	↔	-	
			廃棄物処理方針を検討する。					↔	↔	-	

出典：「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（令和3年3月改訂 環境省）

表2-1-4 各担当者の分担業務

部門	業務概要	担当組織
総務担当部門	1. 災害廃棄物処理業務全般の総括 2. 町災害対策本部・本部員会議への要請・協議 3. 庁内窓口、庶務、物品管理 4. 組織体制整備 5. 職員派遣・受入に係る調整 6. 被災状況の情報収集 7. 住民への広報・情報発信 8. 広域処理に係る連絡調整 9. 予算管理、契約事務 10. 国庫補助関係事務	総務対策部（4、5、6、9） 都市建設対策部（1、2、3、7、8、10）
災害廃棄物担当部門	1. 災害廃棄物発生量（し尿を除く）の推計 2. 災害廃棄物処理実行計画（総括）の策定 3. 仮置場・仮設処理施設の整備・管理 4. 被災者の生活に伴う廃棄物の収集 5. 適正処理困難物等の処理ルートの確保	都市建設対策部
収集運搬・処理担当部門	1. し尿発生量の推計 2. 災害廃棄物処理実行計画（し尿）の策定 3. 仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画 4. 災害時収集運搬計画及び収集処理計画（し尿）の策定 5. 災害廃棄物の収集業務管理 6. 処理先の確保（再資源化、中間処理、最終処分）	都市建設対策部

表2-1-5 組織の立ち上げ・指揮命令系統の確立に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・ 災害廃棄物処理担当課 ・ 災害規模によっては、他の部門から応援職員、ボランティアスタッフ、協定等を締結している他市町の職員
実施すべき事項	・ 災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、仮置場の整備・管理、被災者の生活に伴う廃棄物の収集、仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画、災害時収集運搬計画及び収集処理計画の策定、災害廃棄物の収集業務管理
実施方法	・ 対応課内で役割分担を決定する。

2章 情報収集・連絡

(1) 町災害対策本部との連絡及び収集する情報

災害対策本部から収集する情報を表2-2-1に示す。

表の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに課内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

表2-2-1 災害対策本部から収集する情報の内容

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的	収集方法
避難所と避難者数の把握	・避難所名・住所 ・各避難所の避難者数 ・各避難所の仮設トイレ数	・トイレ不足数把握 ・生活ごみ、し尿の発生量把握	報告者： 担当者氏名・報告日時を明確にすること。 対応者： 災害対策本部の中核をなす総務対策部 収集方法： 災害対策本部に収集された各対策部からの情報により各種被害状況を把握
建物の被害状況の把握	・被災状況の把握（断水区域等） ・町内の建物の全壊及び半壊棟数 ・町内の建物の焼失棟数	・要処理廃棄物量及び種類等の把握	
上下水道の被害及び復旧状況の把握	・水道施設の被害状況 ・断水（水道被害）の状況と復旧の見通し ・下水処理施設の被災状況	・インフラの状況把握 ・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握	
道路・橋梁の被害の把握	・被害状況と開通見通し	・廃棄物の収集運搬体制への影響把握 ・仮置場、運搬ルート把握	

表2-2-2 組織内部・外部との連絡手段の確保に必要な事項（担当課における体制）

項 目	内 容
対応者	・都市建設対策部（環境課）
連絡先	・災害対策本部、庁内関連部署 ・国、府、近隣市町村、関係団体、廃棄物処理業者
実施方法	・通常の電話が不通の場合は防災行政無線によって伝達 ・収集分担や応援要請内容等はメールで正確に伝達。

表2-2-3 組織内部・外部との連絡手段

連 絡 先	連絡手段		
	第1候補	第2候補	第3候補
豊能町災害対策本部	電話	防災行政無線	メール
猪名川上流広域ごみ処理施設	電話	メール	現地に赴く
大阪府	電話	防災行政無線	メール

(2) 国・大阪府・近隣市町との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）を図2-2-1に示す。

広域的な相互協力体制を確立するために、北摂7市3町及び関係団体による災害時等廃棄物相互支援協定に基づき相互支援を行う。また、府を通して国（環境省）との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。

関係者連絡先一覧については下記のとおりである。

(連絡先一覧)

ア) 災害時等廃棄物相互支援協定締結市町及び一部事務組合

市町村	課 室 名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
豊中市	環境部 減量計画課	561-0891	豊中市走井2-5-5	06-6858-2279	06-6843-3501
池田市	まちづくり環境部 業務センター	563-0045	池田市桃園2-3-1	072-752-5580	072-752-5538
吹田市	環境部 環境政策室	564-0041	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1701	06-6368-9900
高槻市	市民生活環境部 資源循環推進課	569-0021	高槻市前島3-8-1	072-669-1886	072-669-1961
茨木市	産業環境部 資源循環課	567-8505	茨木市駅前3-8-13	072-620-1814	072-627-0289
箕面市	市民部 環境クリーンセンター	562-0021	箕面市大字栗生間谷2898-1	072-729-8396	072-728-3156
摂津市	生活環境部 環境業務課	566-0035	摂津市鶴野1-3-1	072-634-0210	072-634-2318
島本町	都市創造部 環境課	618-0022	島本町桜井2-1-1	075-962-2863 075-961-5151	075-961-6298
能勢町	産業建設部 地域振興課	563-0392	能勢町宿野28	072-734-3171 072-734-0001	072-734-1545
猪名川上流広域ごみ処理施設組合		666-0103	兵庫県川西市国崎字小路13	072-734-7287	072-744-7281
豊中市伊丹市クリーンランド		561-0806	豊中市原田西町2-1	06-6841-5395	06-6845-6194

イ) し尿処理施設

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
豊能町衛生センター	豊能町	563-0215	豊能町木代232	072-739-1522

ウ) 最終処分場

施設名	事業主体	郵便番号	住所	電話番号
大阪沖埋立処分場	大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックスセンター）	530-0005	大阪市北区中之島二丁目2番2号 大阪中之島ビル9階	06-6204-1721

エ) 兵庫県内近隣市町の廃棄物担当課

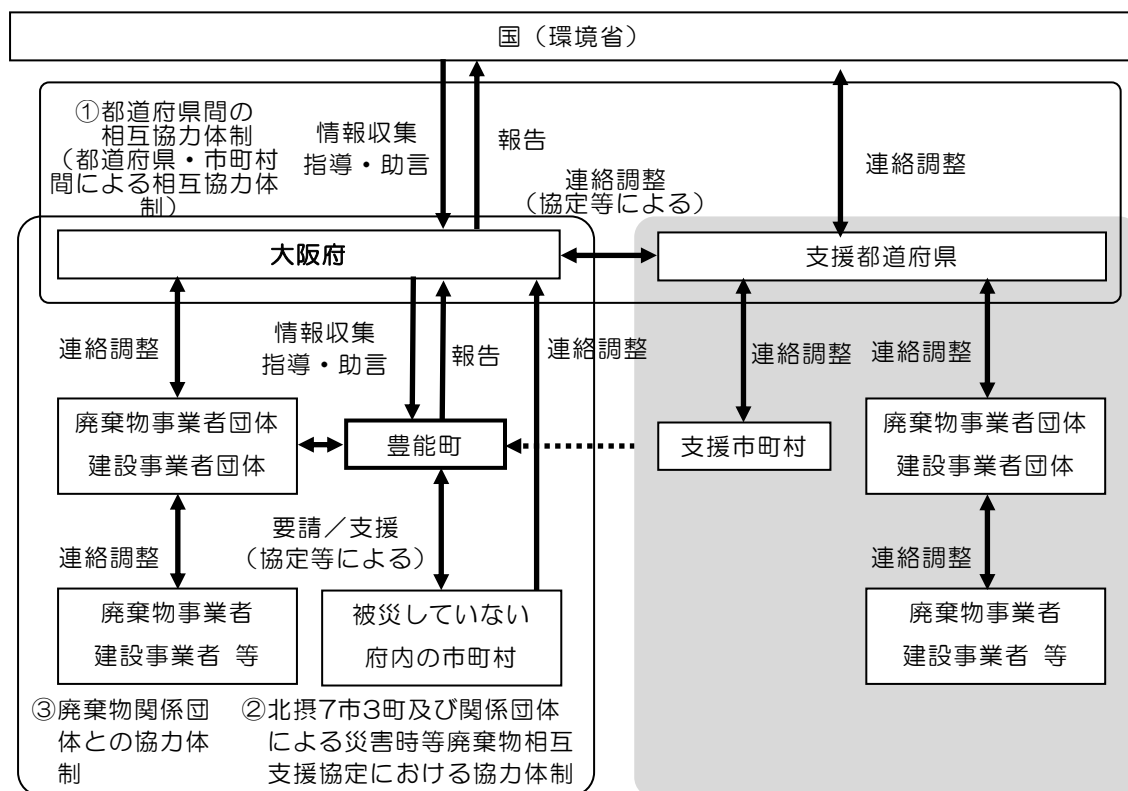
地域	市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
兵庫県	川西市	市民環境部美化推進課	666-0152	川西市丸山台3-43	072-744-1124	072-744-1221
	猪名川町	地域振興部農業環境課クリーンセンター	666-0222	猪名川町槻並字姫ヶ尾2-4	072-768-0818	072-768-0092

オ) 大阪府の廃棄物担当課

団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
大阪府	環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16	06-6210-9562	06-6210-9561
	健康医療部生活衛生室環境衛生課（し尿）	540-0008	大阪府大阪市 中央区大手前3丁目2-12別館2階	06-6944-9180	06-6944-6707

カ) 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	郵便番号	住所	電話番号	F A X 番号
環境省環境再生・資源循環局	環境再生事業担当参事官付災害廃棄物対策室	100-8975	東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館	03-3581-3351	03-3593-8359
同上	廃棄物適正処理推進課	同上	同上	03-3581-3351	03-3593-8263
環境省	近畿地方環境事務所	530-0042	大阪市北区天満橋1-8-75 桜ノ宮合同庁舎4階	06-6881-6502	06-6881-7700



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

図2-2-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）p. 2-4、一部修正・加筆

表2-2-4 関係府省との連携体制に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・都市建設対策部 ・総務対策部
対応すべき事項	・散乱している災害廃棄物の撤去等 ・緊急的に行うべき事項の把握
実施方法	・処理業者への府を通じた要請 ・災害内容に応じて関係機関、警察、消防との連携

（３）大阪府へ報告する情報

災害廃棄物処理に関して、府へ報告する情報を表2-2-5に示す。

町は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに町内等の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行う。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。

正確な情報が得難い場合は、府への職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。

なお、府との連絡窓口を明確にしておき、発災直後だけでなく、定期的に情報収集を行う。

表2-2-5 府へ報告する情報の内容

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
災害廃棄物の発生状況	☐ 建築物・構造物の被害状況 ☐ 災害廃棄物の種類と量 ☐ 必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
収集運搬体制の状況	☐ 被災状況 ☐ 必要な支援	
廃棄物処理施設の被災状況	☐ 被災状況 ☐ 施設の稼働状況 ☐ 施設の被害状況 ☐ 電気、水道、ガスの供給状況 ☐ 搬入ルート of 状況 ☐ 生活ごみ等受入可能量 等 ☐ 復旧見通し ☐ 必要な支援	
避難者の状況	☐ 避難所数と避難者数 ☐ 必要資材の調達状況	
仮置場整備状況	☐ 仮置場の位置と規模 ☐ 必要資材の調達状況 ☐ 運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	☐ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ☐ 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援

3章 協力・支援体制

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

発災直後は、人命救助、被災者の安全確保を最優先とし、ライフラインの確保のための道路啓開等で発生した災害廃棄物の撤去が迅速に行えるよう、道路担当部署と連携するほか、災害対策本部を通じた自衛隊、警察、消防等との連携方法について調整する。

応急段階での災害廃棄物処理は、人命救助の要素も含まれるため、その手順について、災害対策本部を通じて、警察・消防等と十分に連携をはかる。

災害廃棄物に含まれる有害物質等の情報を必要に応じて自衛隊、警察、消防等に提供する。

表2-3-1 自治体・国との連携に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・都市建設対策部
対応すべき事項	・人員、資機材の応援が必要か検討 ・（応援が必要な場合）近隣市町村等への応援要請 ・（応援が必要な場合）府県、協定締結先、自治体への応援要請
実施方法	・協定に基づいて依頼する。

(2) 市町村等、都道府県及び国の協力・支援

他の市町村、都道府県による協力・支援については、「北摂7市3町及び関係団体による災害時等廃棄物相互支援協定」等の予め締結している災害協定にもとづき、町内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての的確に要請できるようにする。

協力・支援体制の構築にあたっては、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

また、災害廃棄物処理業務を遂行する上で、町の職員が不足する場合は、府に要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、府職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらう。

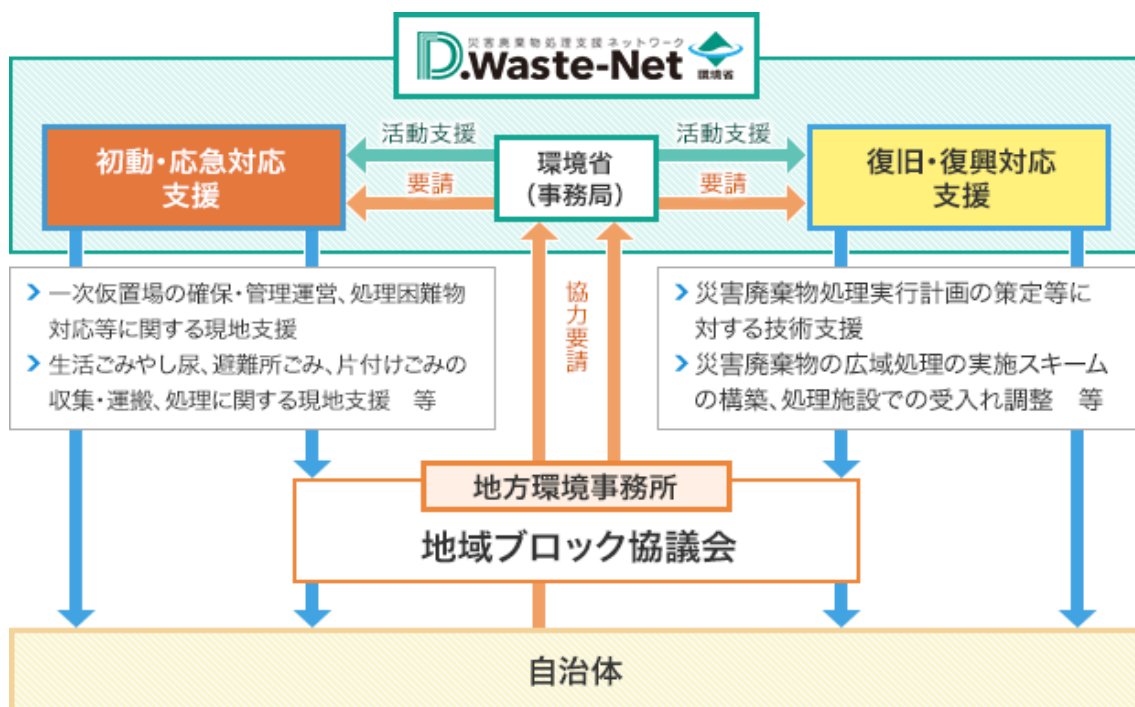


図2-3-1 D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）

災害時応援協定は下記のとおりである。

(災害時応援協定一覧)

締結日	協定名称	締結先	協定の概要
平成9年2月10日	災害時相互応援協定	豊中市・池田市・箕面市・能勢町	職員・物資等
平成27年7月1日	北摂7市3町及び関係団体による災害時等廃棄物相互支援協定	北摂7市3町、猪名川上流広域ごみ処理施設組合、豊中市伊丹市クリーンランド	廃棄物
平成25年10月25日	災害時相互応援協定	国土交通省近畿地方整備局	職員・車両等
令和4年6月23日	災害時相互応援協定	亀岡市	職員・物資等

(3) 民間事業者団体等との連携

今後、災害廃棄物処理に関連する各種事業者との応援協定の締結についても検討を進める。

表2-3-2 民間事業者との連携実施時の確認事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・ 災害廃棄物処理担当課
実施内容	・ 協定締結先事業者（団体）への協力要請 ・ 協定締結先以外の事業者（団体）への協力要請 ・ 具体的な応援内容等に係る調整
実施方法	・ 応援、支援を受け入れる具体的な内容の整理（可燃ごみのみや災害ゴミの回収に特化してもらうなど）

（４）ボランティアとの連携

ボランティアとの連携は、豊能町社会福祉協議会等が災害時に設置する災害ボランティアセンターと協議して進める。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。これらの作業は多くの人手を要するが、町の収集運搬体制や分別方針と連携をとって円滑に進める必要がある。

ボランティア活動に関する留意点として、表2-3-3に示す事項が挙げられる。この他、大阪府外からボランティアを受け入れる際、宿泊場所の確保が難しいことが想定されるため、平時から受け入れ体制を検討しておくことが重要である。

表2-3-3 災害ボランティア活動の留意点

留意点
・災害廃棄物処理の担当者は、災害廃棄物の分別方法や排出禁止物（便乗ごみ等）、搬出方法、搬出先（仮置場）、保管方法を、災害ボランティアセンターを介して支援活動開始前に災害ボランティアへ説明しておくこと。
・災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベ等の危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を含有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えけるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わない。
・災害ボランティアの装備は基本的に自己完結だが、個人で持参できないものについては、可能であれば災害ボランティアセンターで準備する。特に災害廃棄物の処理現場においては、粉塵等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）が必要である。災害ボランティアの安全管理は都市建設対策部が注意する。
・破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉じんに留意する。予防接種の他、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けてもらう。
・水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入しており、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になるため、復旧の初期段階で多くの人員が必要となる。

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技12】（令和5年1月20日、環境省）を参考に作成

（５）災害廃棄物処理の事務委託、事務代替

災害廃棄物は、原則として市町村が処理主体となる。しかしながら、甚大な被害により災害廃棄物処理を進めることが困難な場合は、地方自治法に基づき府が市町村に代わって処理を行う。府が市町村に代わって処理を行う場合、府は、事務の委託（地方自治法252条の14）に基づいて実施する。

事務委託の特徴は、双方の議会の議決等必要な手続きを経て実施する。事務の委託の流れの例を図2-3-2に示す。

また、平成27年8月6日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律では、特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置（既存の措置）が適用された地域からの要請があり、かつ、一定の要件※を勘案して必要と認められる場合、環境大臣（国）は災害廃棄物の処理を代行することができる

定められている。

※要件：処理の実施体制、専門知識・技術の必要性、広域処理の重要性等

図2-3-2 事務の委託の流れ（例）

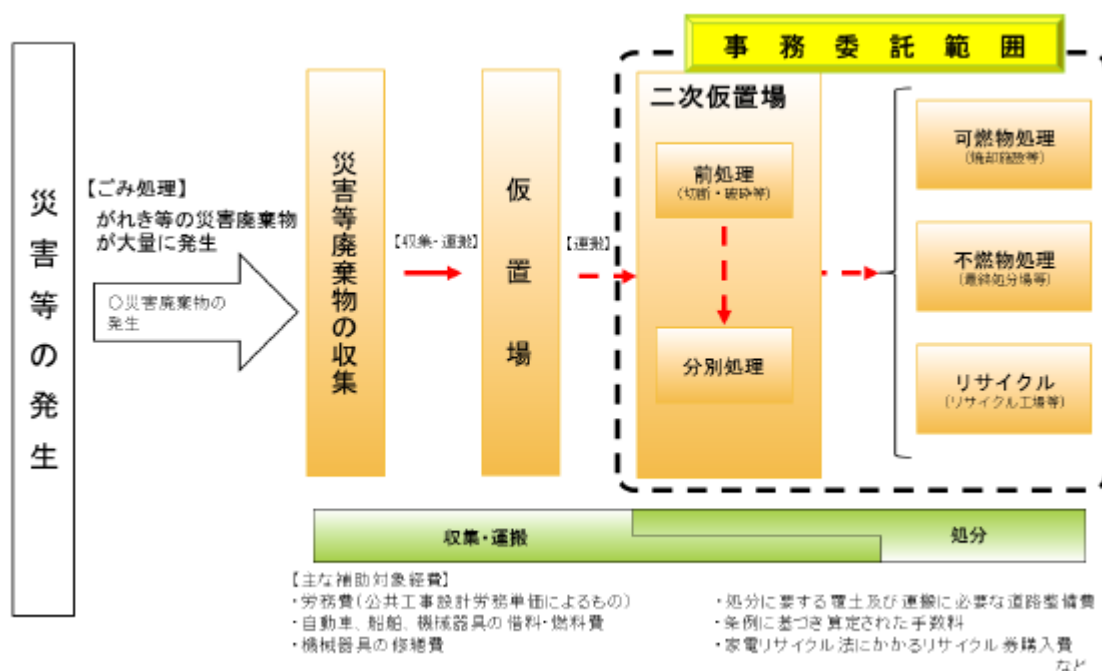


図2-3-3 事務委託範囲のイメージ

出典：熊本県災害廃棄物処理実行計画～第2版～（平成29年6月改訂、熊本県）

4章 住民等への啓発・広報

表2-4-1に住民へ広報する情報の例を示す。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ごみの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。

情報伝達手段としては、ホームページ、たんぽぽメール、防災行政無線、広報紙、広報車、説明会、回覧板、避難所への掲示等を、被災状況や情報内容に応じて活用する。

表2-4-1 広報する情報

項 目	内 容	広報方法
全般	通常ごみ、災害ごみ、片付けごみの排出方法・ 収集方法について、便乗ごみ対策	・ホームページ ・たんぽぽメール

住民用仮置場の設置状況 (一次・二次)仮置場の設置状況	場所、設置予定期間・受入時間・曜日、分別方法、収集期間 場所、設置予定期間、収集期間、処理の概要 ※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。 ※仮置場における便乗ゴミの排出禁止や、不法投棄・不適正処理の禁止についても合わせて周知する。	・広報車 ・自治会等の回覧板 ・防災行政無線 など
災害廃棄物処理の進捗状況	町全域及び地区ごとの処理の進捗状況、今後の計画	

5章 一般廃棄物処理施設等

(1) 一般廃棄物処理施設の現況

本町の一般廃棄物処理施設、応援協力体制にある処理施設等について、その処理能力、受入区分等の概要を下記のとおり示す。収集運搬の車両についてもあわせて示す。このデータは年に一度見直しを行う。

① 本町の一般廃棄物処理施設

施設名称	施設概要	住所、連絡先
猪名川上流広域ごみ処理施設組合国崎クリーンセンター	焼却	住所：川西市国崎小路1-3
		電話番号：072-744-7280
豊能町衛生センター	し尿	住所：豊能町木代232
		電話番号：072-739-1522

② 一般廃棄物処理施設被災時の確認内容

項目	内容
対応者	・都市建設対策部
確認内容	・豊能町内外の一般廃棄物処理施設等の被災状況の把握
実施方法	・ごみ処理施設については、電話連絡等が不可能な場合は、直接確認に行く。 ・し尿処理施設も同様。

③ 一般廃棄物処理施設被災時の受入条件等

施設名称	施設概要	受入可能な廃棄物	受入条件	施設の容量
猪名川上流広域ごみ処理施設組合国崎クリーンセンター	焼却	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、空きビン、空きカン、ペットボトル、容器包装プラスチック類（ペットボトル以外）、有害ごみ	施設の稼働状況を勘案しながら、直営車両、許可車両のみの受入となる。	235t/日

豊能町衛生センター	し尿	し尿・浄化槽 汚泥	施設の稼働状況を勘案しながら、直営車両、許可車両のみの受入れとなる。	7kl/日
-----------	----	--------------	------------------------------------	-------

④ 一般廃棄物処理施設 被災時の確認事項

施設名称	施設概要	施設の被災状況
猪名川上流広域ごみ処理施設組合国崎クリーンセンター	焼却	被災状況の確認：あり なし
		搬入の状況の確認：可 不可 不可の場合の目途：（復旧の目途 ●月●日）
		ピット残の確認： ● t
豊能町衛生センター	し尿	被災状況の確認：あり なし
		搬入の状況の確認：可 不可 不可の場合の目途：（復旧の目途 ●月●日）

⑤ 収集運搬車両（一般廃棄物分）

種別	所有者	車種	台数
直営	豊能町都市建設部環境課	パッカー車	7
		キャブオーバー	4
		軽ダンプ	1
		バキューム	1

(2)仮設トイレ等の設置とし尿収集運搬及び処理

本町では、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、町職員（直営）及び町の許可（委託）業者が行い、収集したし尿等は豊能町衛生センターで処理している。

発災時においては、これに加えて避難所における仮設トイレ等の設置、し尿の収集運搬及び処理が必要となり、これらの実施についての基本方針を以下に定めるものとする。

1) 仮設トイレ等の需要の把握

災害時には下水道の使用ができなくなることを想定し、初動時のし尿処理に関し、あらかじめ対応を検討しておく必要がある。

表2-5-1へ、本町における仮設トイレ等の需要の把握に必要な事項を示す。

仮設トイレ等は、想定する災害によるし尿需要量、仮設トイレの必要数をもとに、対応を検討する。

表2-5-1 仮設トイレ等の需要の把握に必要な事項

項目	内容
対応者	・総務対策部 ・都市建設対策部
実施すべき事項	・避難所数、避難者数の把握 ・避難所の水道の状態の把握
実施方法	・総務対策部に確認し、仮設トイレの手配にあたる。

【仮設トイレ等の設置】

発災後、仮設トイレ等の必要な場所及び数量を把握した上で、速やかに避難所については、備蓄している仮設トイレ（汲取）及び簡易トイレ等（便収納袋で凝固）を設置する。なお、備蓄数が不足する場合は、国及び大阪府に対して救援物資として仮設トイレを要求するとともに、他自治体等からの手配を行う。

避難所におけるし尿発生量推計及び仮設トイレの必要数を示す。

表2-5-2 し尿の発生量推計

災害種別	避難者数 (人)	1日当たりの し尿排出量 (L/日)	避難所における し尿処理需要量 (L)
有馬高槻断層帯地震	252	428	1,285

出典：避難者数…「大阪府地震被害想定」（平成19年3月、大阪府）

表2-5-3 仮設トイレの必要数

災害種別	避難者数 (人)	指針 (基)	仮設トイレ使用人数をもとにした		
			100人/基	75人/基	20人/基
有馬高槻断層帯地震	252	2	3	3	13

出典：避難者数…「大阪府地震被害想定」（平成19年3月、大阪府）

算出式

$$\begin{aligned} & \text{仮設トイレの必要数 [基]} \\ & = \text{避難者数 [人]} \times 1.7 \text{ [L/人・日]} \times 3 \text{ [日/回]} \div \text{仮設トイレの便槽容量} \\ & \quad \text{(し尿原単位)} \quad \text{(収集頻度)} \text{ (約400 [L/基])} \end{aligned}$$

出典：「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて」（平成26年3月、環境省）参考P40に基づく

【仮設トイレ等の種類】

仮設トイレの設置には通常1～3日程度必要とされることから、仮設トイレが使用可能となるまで、数日分の携帯型トイレや管理型トイレを備蓄しておくことも必要である。また、和式仮設トイレでは高齢者などの災害弱者には使用しにくい場合があるため、可能な限り洋式仮設トイレを優先的に設置するものとする。

2) 仮設トイレ等の確保、運用

仮設トイレ等は迅速な設置が求められるとともに、仮設トイレ等のし尿は、避難所開設の翌日から回収が必要となる。そのため、設置に係る手順、必要車両（種類・台数）、手配先などあらかじめ整理し、発災時には設置情報を幅広く収集するよう努める。

仮設トイレ等の備蓄状況については下記のとおりである。

(仮設トイレ等の備蓄状況)

種 類	備蓄数
簡易型トイレ	20
仮設トイレ（組立型）	20
マンホールトイレ	6

(災害対策トイレの種類)

災害対策トイレ型式	概要	留意点
携帯型トイレ	既設の洋式便器等に設置して使用する便袋（し尿をためるための袋）を指す。吸水シートがあるタイプや粉末状の凝固剤で水分を安定化させるタイプ等がある。	使用すればするほどゴミの量が増えるため、保管場所、臭気、回収・処分方法の検討が必要。
簡易型トイレ	室内に設置可能な小型で持ち運びができるトイレ。し尿を溜めるタイプや機械的にパッキングするタイプなどがある。し尿を単に溜めるタイプ、し尿を分解して溜めるタイプ、電力を必要とするタイプがある。	いずれのタイプも処分方法や維持管理方法の検討が必要。電気を必要とするタイプは、停電時の対応方法を準備することが必要。
仮設トイレ（ボックス型）	イベント会場や工事現場、災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置されるボックス型のトイレ。最近は簡易水洗タイプ（1回あたり200cc程度）が主流となっており、このタイプは室内に臭気の流入を抑えられる機能を持っている。	ボックス型のため、保管場所の確保が課題となる。便器の下部に汚物を溜めるタンク仕様となっている。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となる。
仮設トイレ（組立型）	災害避難所などトイレが無い場所、またはトイレが不足する場所に一時的に設置される組立型のトイレ。パネル型のものやテント型のものなどがあり、使用しない時はコンパクトに収納できる。	屋外に設置するため、雨や風に強いことやしっかりと固定できることが求められる。
マンホールトイレ	マンホールの上に設置するトイレである。水を使わずに真下に落とすタイプと、簡易水洗タイプがある。上屋部分にはパネル型、テント型などがあり、平常時はコンパクトに収納できる。入口の段差を最小限にすることができる。	迅速に使用するために、組立方法等を事前に確認することが望ましい。屋外に設置するため、雨風に強いことやしっかりと固定できることが求められる。プライバシー空

災害対策トイレ型式	概要	留意点
		間を確保するため、中が透けないことや鍵・照明の設置などの確認が必要で、設置場所を十分に考慮する必要がある。
自己処理型トイレ	し尿処理装置がトイレ自体に備わっており、処理水を放流せずに循環・再利用する方式、オガクズやそば殻等でし尿を処理する方式、乾燥・焼却させて減容化する方式などがある。	処理水の循環等に電力が必要で、汚泥・残渣の引き抜きや機械設備の保守点検など、専門的な維持管理も必要。
車載型トイレ	トラックに積載出来る（道路交通法を遵守した）タイプのトイレで、道路工事現場など、移動が必要な場所等で使用する。ほとんどが簡易水洗式で、トイレ内部で大便器と小便器を有したものもあり、状況に応じて選択ができる。	トイレと合わせてトラックの準備が必要となる。簡易水洗タイプは洗浄水が必要であり、タンク内に溜められた汚物はバキュームカーで適時汲取りが必要となる。
災害対応型常設トイレ	災害時にもトイレ機能を継続させるため、災害用トイレを備えた常設型の水洗トイレのことを指す。多目的トイレなど場所に応じた設計を行うことができる。	設置場所での運用マニュアルを用意し、災害時対応がスムーズに行えるように周知することが必要。

表2-5-4 仮設トイレ等の確保、運用に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・都市建設対策部
実施すべき事項	・本町備蓄の仮設トイレ数を確認し必要数を手配する。 ・トイレトーパー等の消耗品を手配する。
実施方法	・都市建設対策部において、仮設トイレの手配にあたる。 ・設置箇所を確認し、備え付ける。

【収集運搬】

し尿の収集については、衛生上及び1基当たりの許容量の観点から、仮設トイレの収集を優先するものとし、通常の汲取り世帯、避難所、断水世帯における発生量、収集必要頻度を把握した上で、収集処理計画を策定する。

収集処理計画については、浄化槽汚泥の収集を含め、豊能町衛生センターの受入能力の考慮及び豊能町衛生センター以外での処理（下水道処理施設、大型タンクローリ等による一時貯留等）の検討等も踏まえ、収集から処理までの一体的な計画とする。

また、本町は摂津市のし尿も受け入れているため、摂津市の被災状況等の情報も把握する必要がある。

収集運搬の実施主体は、原則し尿の収集運搬許可業者とし、不足する場合については府へ支援要請を行い、収集運搬体制を確保する。

【処理】

処理は、原則豊能町衛生センターで行うものとするが、施設の破損による一時稼働停止や受入能力を超える場合については、下水道処理施設並びに協定（北摂7市3町及び関係団体による災害時等廃棄物相互支援協定）に基づく他自治体及び民間事業者での処理の実施若しくは

搬入を遅らせても影響の少ないものについての受入制限等、被害状況や各種処理可能方法を検討した上で、収集処理計画を策定し実施するものとする。

（３）生活ごみ

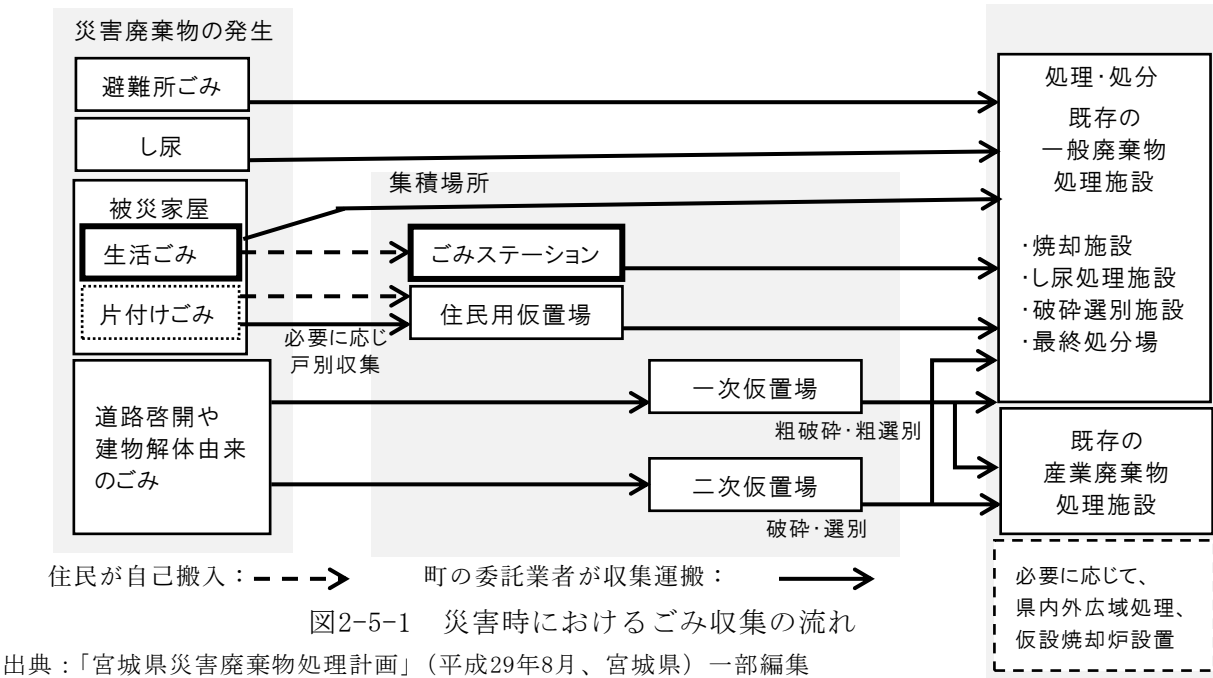
災害時には、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿の処理とあわせ、家庭から排出される通常の生活ごみについても収集・処理を継続する。

生活ごみの排出は、発生した災害廃棄物と混在しないように収集方法の確立・住民への周知を徹底し、仮置場へ生活ごみを搬入させないようにする（仮置場で生活ごみを受け入れない）。収集した生活ごみは、猪名川上流広域ごみ処理施設組合同崎クリーンセンターで処理を行う。

【生活ごみの収集運搬・処分に係る業務委託】

生活ごみの収集運搬は、通常の体制で行うが、それに加えて、必要に応じて災害時の協定（北摂7市3町及び関係団体による災害時等廃棄物相互支援協定）に基づく契約又は追加的な契約により実施する。対応できない場合は、協定に基づき府に協力要請する。

地域内の一般廃棄物処理施設が被災し稼働停止した場合には、初動段階から積極的に生活ごみや片付けごみ等の収集運搬や地域外での広域的な処理に向けた支援の要請について検討する。



1）生活ごみ処理方針の検討

災害時には災害廃棄物の処理の実施とともに、被災地域外の生活ごみを継続して実施する。また、避難所から発生する生活ごみの収集運搬、処理は平時と同様に町職員又は委託業者が行い、必要に応じて大阪府、民間団体に支援を要請する。

表2-5-5 生活ごみ処理方針の検討に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・都市建設対策部（環境課）

項目	内容
実施すべき事項	・ 通常のごみ収集体制で収集にあたることが可能かの確認。 ・ 人員が不足している場合は応援体制を確保する。 ・ ごみ収集車両が稼働可能かの確認。
実施方法	・ 災害対策本部にて情報を集約し、他自治体の災害状況を踏まえ、発生量を予測したうえで対応する。

表2-5-6 生活ごみ処分場所（仮置場に保管しない。）

分別の種類	処分場所（又は取扱い）	処分方法	備考（連絡先）
生活ごみ	猪名川上流広域ごみ処理施設 組合同崎クリーンセンター	焼却・ リサイクル	072-744-7280

2) 生活ごみ対策の実施

生活ごみは、既存の施設が通常通り稼働していれば、仮置場に搬入せず既存の施設で処理を行うものとする。既存の施設が被災して稼働していなければ、支援自治体の施設で処理を行う。腐敗性のものが含まれることが考えられるため、発災後3～4日には収集運搬・処理を開始することを目標とする。

表2-5-7 生活ごみ対策の実施に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・ 都市建設対策部（環境課）：通常体制での職員及び委託業者、状況によっては応援職員も追加編成で対応。
実施すべき事項	・ ごみ収集 ・ 生活ごみ以外の粗大や家電リサイクル関連のごみがステーション等に搬出されているケースも考えられるので、仮置場等の段取りができていれば、そちらへ搬出する。
実施方法	・ 通常の収集体制が維持できれば通常通り。 ・ 不可能な場合は、特別編成を組む。

（4）避難所ごみ

避難所ごみを含む生活ごみは、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しないこととする。ただし、道路の被災若しくは収集運搬車両の不足や処理施設での受入能力が不足した場合、又は一時的若しくは局所的に大量のごみが発生した場合等については、住民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じるものとする。

避難所から排出されるごみの分別及び保管方法を検討する。

避難所ごみの発生量を推計し、避難所を加えた収集運搬ルート、収集頻度を検討する。収集運搬車両が不足する場合は、府に支援要請を行い、必要な車両を確保する。

表2-5-8 避難所ごみの分別及び保管方法

種類	内容	保管方法等
燃えるごみ	生ごみ等	生ごみ等腐敗性の廃棄物は袋に入れて保管し、優先的に回収する。
紙類等	新聞・雑誌・段ボール	分別して保管する。

	紙パック・古布等	
ペットボトル、プラスチック類	ペットボトル、食品の包装等	分別して保管する。
携帯トイレ	携帯トイレ、おむつ等	衛生面から可能な限り密閉して管理する必要がある。
有害物・危険物	蛍光灯、消火器、ガスボンベ、刃物等	避難者の安全を十分に考慮し、保管・回収する。
感染性廃棄物	注射針、血の付いたもの等	蓋のできる保管容器で管理し、回収については医療関係機関と調整する。

表2-5-9 避難所ごみの発生量推計

災害種別	避難者数 (人)	全排出量 (g/人・日)	避難所ごみ 全量 (t/日)
有馬高槻断層帯地震	252	883	0.22

注．算出式：避難所ごみの発生量＝避難者数〔人〕×○〔g/人・日〕

注．原単位は、通常時の住民 1 人 1 日当たりの収集実績を使用

出典：全排出量…「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成31年4月、環境省）

（５）片付けごみ

小・中規模災害時は、発災後初期段階から住民により片付けごみの排出が想定される。特に水害の場合は、発災翌日から片付けごみが排出される場合もある。また、片付けごみは住宅周辺道路や公園など、町が意図していない場所に集積される場合がある。

そのため、片付けごみの分別排出ルールについて平時より決定し、住民へルールの周知・徹底に努める。地域ごとに、住民用仮置場を設置するか又は被害家屋から直接戸別回収するかを検討する。住民用仮置場は、被害の大きい地域の近傍に配置する。

水害時に片付けごみとして大量に発生する「畳」についても処理方法を決める。

表2-5-10 災害種別による片付けごみの性状の違い

項 目	地 震	水 害
廃棄物組成の特徴	・瓦・コンクリートブロックなど、不燃物の排出が多い ・片づけごみは、割れ物、家具、家電類が比較的多い	・大量の生木、流木等が発生する場合がある ・床上・床下浸水による片づけごみが多く建物解体は比較的少ない ・片づけごみは、水分・土砂等を含んだ畳・敷物・衣類・木くずや大型ごみ（家具等）が発生
片付けごみの排出状況	・家から壊れた物を排出し、必要なものは家の中で保管する →比較的分別されて排出されやすい	・床下の泥だし・消毒乾燥のため、浸水した家から濡れた物をいったん排出し、必要なものを取り出す →比較的分別されにくい

特に注意が必要なこと	・比較的広範囲が被災するため、災害廃棄物発生量が多く、全壊・半壊等の建物解体によるものが中心のため片付けごみは水害と比べ少ない ・倒壊家屋解体は重機使用	・水分・土砂等を含むため、ごみ出しが困難 ・水分を含むため、腐敗しやすく、悪臭・汚水発生に注意 ・分別排出が困難なため、集積場では大まかな分類を実施 ・浸水した浄化槽は速やかにし尿等の収集が必要
ごみ出し先、収集運搬時の注意点	・基本は家の前、ガレージや庭先に分別してごみ出し、道路事情が悪い場合は、集積場を検討	・水分・土砂等による重量増のため、積み込み時に注意が必要 ・床上浸水以上は、一軒当たりの排出量が多く、ごみ出しは地震より早くなるため、早期の収集が必要

1) 片付けごみ対策の検討、方針決定

片付けごみは、発災直後から排出されることが想定されるため、速やかに収集を行うことが出来るよう、あらかじめ表2-5-10の通り対応方針を検討する。片付けごみは、災害の種類により性状が異なり、風水害時に水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積み込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には、平積みダンプ等を使用する。

片付けごみ発生量の推計結果をもとに、住民用仮置場候補地を検討する。

表2-5-11 片付けごみ対策の検討、方針決定に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・基本は家主。被害が広範囲に渡り、又、甚大な被害な場合は、ボランティアに対応してもらえるケースも考えられるので、災害ボランティアセンター、社会福祉協議会等と対応を協議する。
実施すべき事項	・発生状況の確認 ・戸別に収集する場合の車両の確保
実施方法	・災害対策本部にて被災状況等を確認し、発生量を予測し、仮置場等への搬入方法を決定する。 ・また、住民に対しては事前に収集方法をHP、広報車、自治会連絡等で周知する。

表2-5-12 片付けごみ発生量（推計）

（地震）

災害種別	避難者数 (人)	平均 世帯人員 (人/世帯)	片付けごみ 世帯数 (世帯)	片付けごみ (t)	
				0.5t/世帯	4.6t/世帯
有馬高槻断層帯地震	252	2.28	111	55	508

出典：避難者数…「大阪府地震被害想定」（平成19年3月、大阪府）

平均世帯人員…「平成31年1月1日住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」（令和元年7月、総務省）(<https://www.e-stat.go.jp/>)

表2-5-13 片付けごみの処分方法

項目	内容
対応者	・都市建設対策部（環境課）
実施すべき事項	・収集ルートの確認。 ・人員の手配（仮置場警備、集積手伝い、収集運搬）
実施方法	・通常の回収日程が不可能な場合は、特別編成で災害対策本部の調整のもと必要な人員を確保し、環境課主導のもと対応にあたる。・

分別の種類	災害廃棄物の種類	処分場所（又は取扱い）	処分方法	備考（連絡先）
片付けごみ	可燃系混合物	国崎クリーンセンター	焼却	072-744-7280
	不燃系混合物	大阪湾広域臨海整備センター	埋立	06-6204-1721
	家電	日本通運(株) 豊中指定取引場所	再資源化	06-6862-1423
	畳	広域処理委託	破碎→焼却	
	スプリング マットレス等	国崎クリーンセンター	解体→ 焼却・埋立、 リサイクル	072-744-7280

2) 片付けごみ対策の実施

発災後は、平時に決定した方針に従い、平時から取り決めておいた片付けごみの分別排出のルール周知・徹底に努めるなど対策を実施する。特に、意図していない場所への片付けごみ等の集積がある場合についてもあらかじめ対応を検討し、計画的な収集に努める。

表2-5-14 片付けごみ対策の実施に必要な事項（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・都市建設対策部（環境課） ・災害対策本部
実施すべき事項	・収集ルートの確認。 ・人員の手配（仮置場警備、集積手伝い、収集運搬）
実施方法	・通常の回収日程が不可能な場合は、特別編成で災害対策本部の調整のもと必要な人員を確保し、環境課主導のもと対応にあたる。

6章 災害廃棄物処理対策

(1) 災害廃棄物処理の全体像

本町における災害廃棄物処理に係る基本的な流れは、図2-6-1に示すとおりとする。

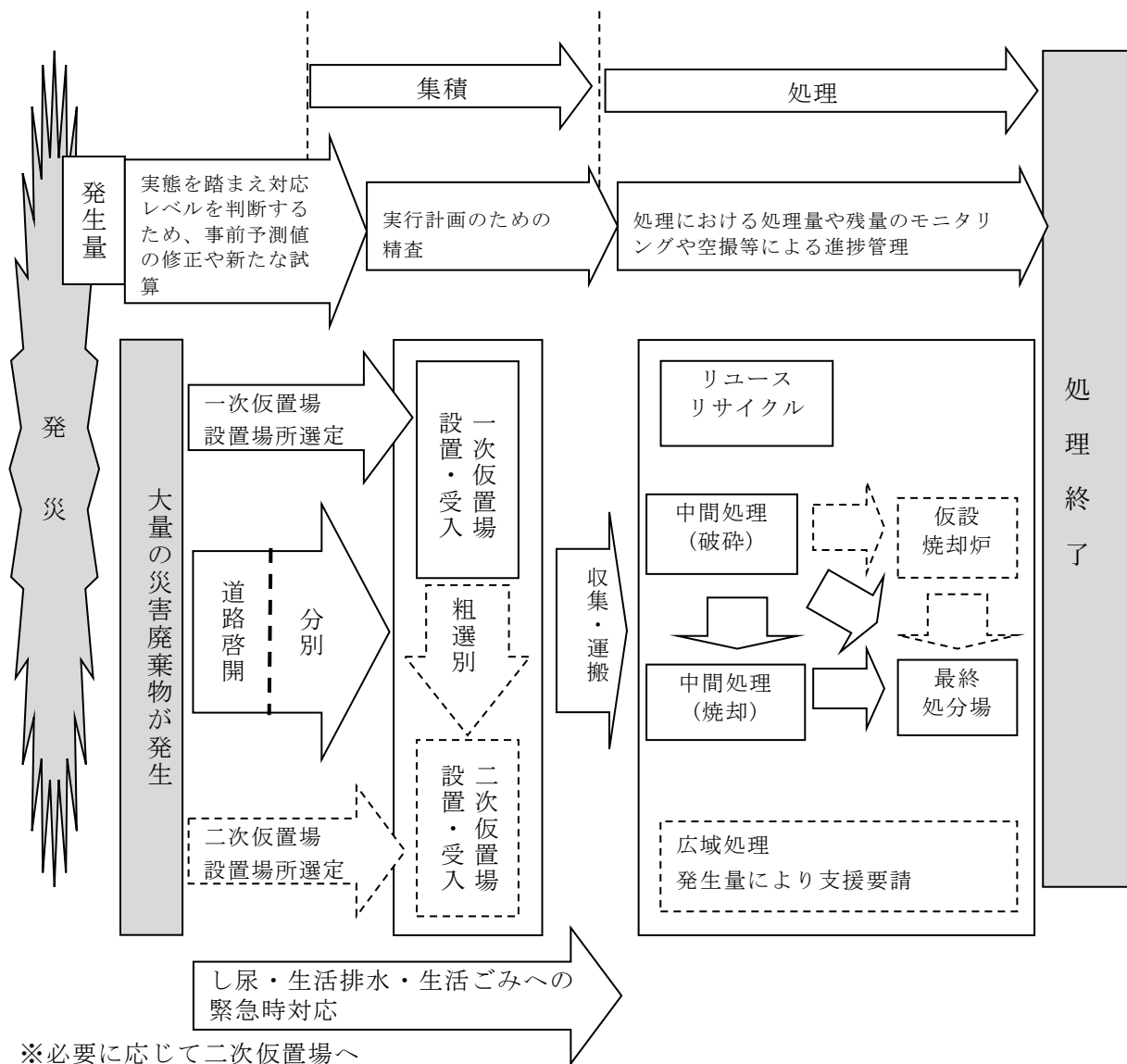


図 2-6-1 災害廃棄物処理に係る基本的な流れ

（２）発生量・処理可能量

１）災害廃棄物発生量

水害では、家具や家電等の家財が浸水により廃棄物となったものが多く排出され、地震では、家屋が損壊し、木くず、コンクリートがら、鉄骨、壁材、断熱材、瓦、スレート、石膏ボード等の構造部材が廃棄物として排出されるため、災害に応じた推計を行う。

- ◆発生量の推計は、仮置場の設置や災害廃棄物の処理計画等に影響するため、重要である。建物の被害棟数を把握し、発生原単位を用いて推計する。
- ◆処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被害状況の調査結果に基づき、発生量推計の見直しを行う。

表2-6-1 災害廃棄物発生量（地震災害）

① 被害想定結果

災害種別	最大予想 震度	建物被害（棟）			
		全壊棟数	半壊棟数	火災焼失棟数	合計
有馬高槻断層帯地震	6 強	94	216	0	310

出典：「大阪府地震被害想定」（平成19年3月、大阪府）

② 災害廃棄物発生量

災害種別	災害廃棄物発生量（千t）
有馬高槻断層帯地震	12.2

③ 種類別の災害廃棄物発生量

災害種別	建物解体由来（千t）					合計
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	柱角材	金属	
有馬高槻断層帯地震	0.7	3.6	5.9	1.9	0.1	12.2

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技1-11-1-1】（平成26年3月31日、環境省）をもとに作成

2) 処理可能量

災害廃棄物の処理可能量の算出は、一般的に災害廃棄物対策指針で示された方法と、最大利用方式による方法の2種類の方法が用いられる。

なお、最大利用方式は各施設の公称処理能力の上限まで廃棄物を受け入れることを想定して算出するものであり、施設の老朽化や使用状況等の要因により、実際の受け入れ可能量はこれより小さくなる可能性があることに留意する必要がある。

また、同施設は本町を含む1市3町で共同運営しているため、他市町の被災状況を考慮する必要がある。このことから、同施設の処理可能量推計は、組合と1市3町の総合的な検討・調整が必要であり、今後、整理し適宜計画を見直すこととする。

表2-6-5 一般廃棄物焼却施設の概要

施設名	使用開始 年度	炉数	処理能力 (t/日)	処理方式	炉型式	被災震度	洪水浸水 想定(m)
国崎クリーンセンター	2008	2	235	ストーカ式	全連続運転	7	0

出典：被災震度…「兵庫県地震被害想定（内陸活断層）」（平成21～22年、兵庫県）

その他…「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果 施設整備状況」（平成31年4月、環境省）

(http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/index.html)

表2-6-6 一般廃棄物焼却施設の災害廃棄物処理可能量（指針による方法）

施設名	年鑑処理量 (実績) (t/年度)	処理能力 (t/日)	処理可能量 (t/2.7年)		
			低位	中位	高位
国崎クリーンセンター	51,598	235	6,966	13,932	27,863
うち豊能町分	4,644		627	1,254	2,508

注．豊能町分…豊能町割り当て分は、ごみ総量の割合をもとに、施設全体の9%を設定した。

（平成29年度ごみ処理事業年報 猪名川上流広域ごみ処理施設組合）

注．大規模災害を想定し、3年間処理した場合の処理可能量（t/3年）について算出するが、事前調整等を考慮し実稼働期間は2.7年を設定する。

出典：年間処理量（実績）、処理能力…「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成31年4月、環境省）

表2-6-7 一般廃棄物焼却施設の災害廃棄物処理可能量（最大利用方式）

施設名	被災震度	処理能力 (t/日)	年鑑稼働 日数(日)	年間最大 処理能力 (t/年)	年鑑処理 実績 (t/年度)	災害時 対応余力 (t/年)	災害時 対応余力 (t/3年)
国崎クリーンセンター	7	235	310	72,850	51,598	21,252	59,292
うち豊能町分				6,557	4,644	1,913	5,336

注．年間最大処理能力、年間処理量（実績）…豊能町の割り当て分は、ごみ総量の割合をもとに、施設全体の9%を設定した。（平成29年度ごみ処理事業年報 猪名川上流広域ごみ処理施設組合）

注．処理期間は、3年間処理した場合の処理可能量（t/3年）について算出するが、事前調整、施設被災等を考慮し実稼働期間は年間稼働率を掛け合わせ設定する。

出典：被災震度…「兵庫県地震被害想定（内陸活断層）」（平成21～22年、兵庫県） 日処理能力、年間処理量（実績）…「平成29年度一般廃棄物処理実態調査結果」（平成31年4月、環境省）

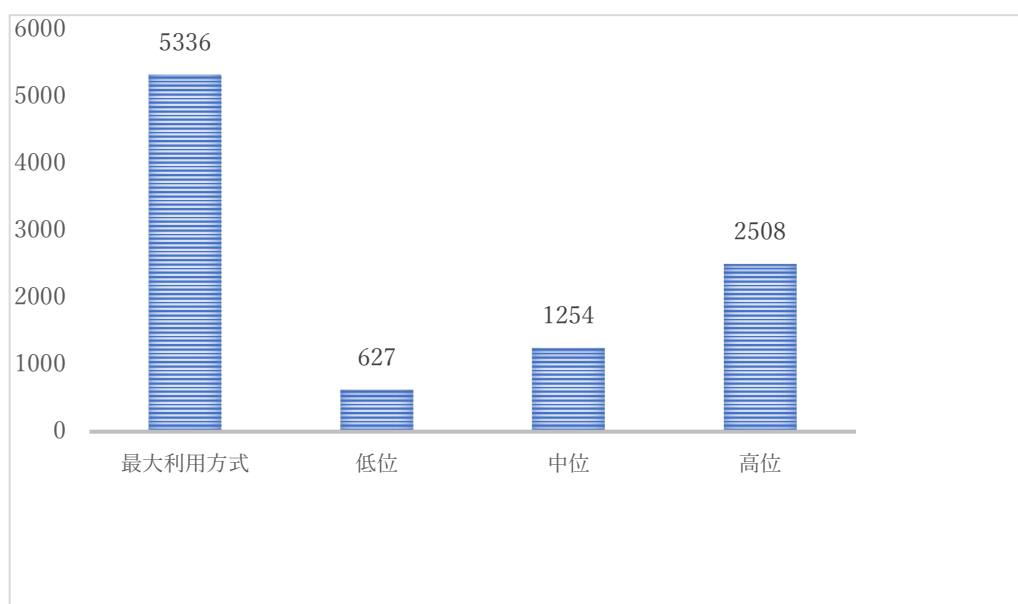


図2-6-2 処理可能量（焼却）《t/2.7年》

（３）処理スケジュール

過去の大規模災害の事例では、最大３年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を３年とした場合、表2-6-8のスケジュールを目安とする。実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

表2-6-8 処理スケジュール

	1 年目		2 年目		3 年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

(4) 処理フロー

災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底するものとする。混合廃棄物を減らすことが、復旧のスピードを高め、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。

災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを設定する。

有馬高槻断層帯地震

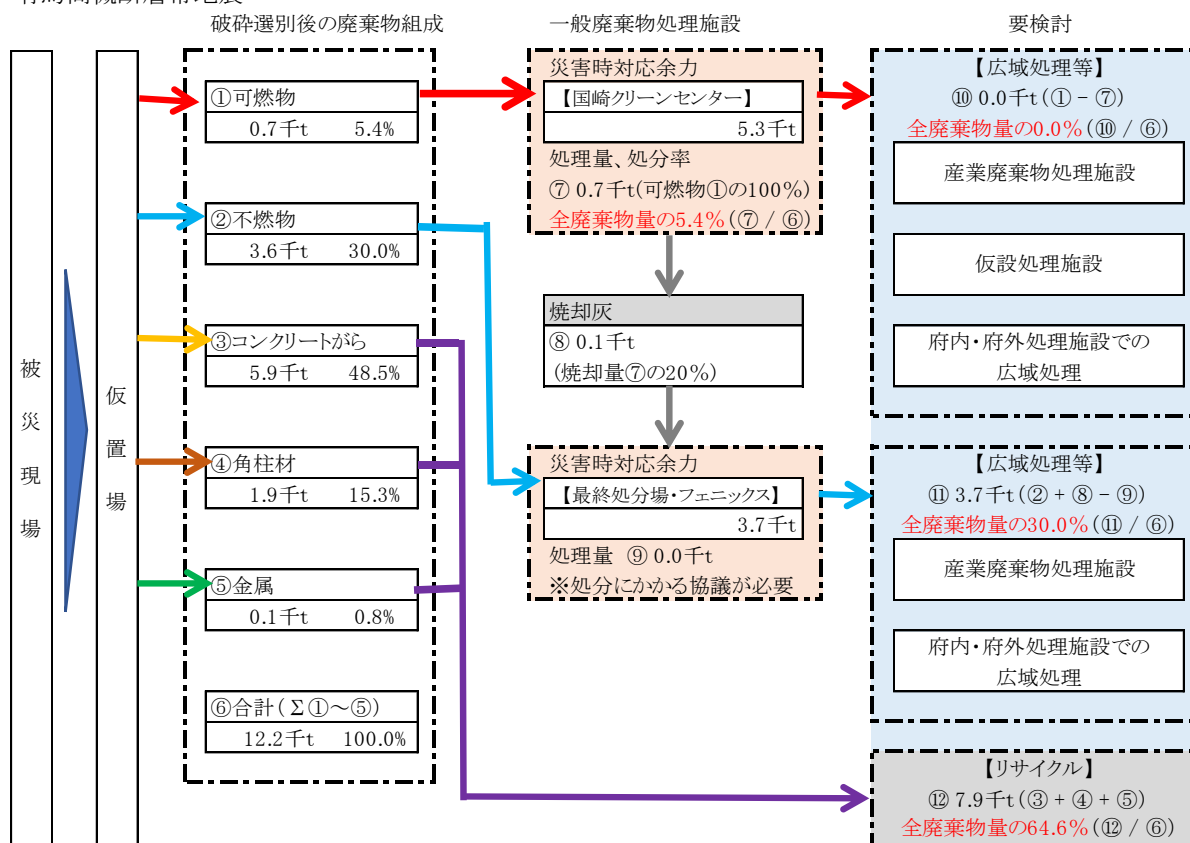


図2-6-3 災害廃棄物処理フロー（地震災害）

(5) 仮置場

1) 仮置場候補地の選定

災害廃棄物の計画的迅速な処理が、以後の災害復旧・復興におけるインフラ整備等の基盤になるため、まずは生活圏からの災害廃棄物の撤去が重要となる。そのことから、仮置場候補地は平常時より選定しておく必要があり、併せて土地使用に関する覚書や協定書の締結を行うものとする。また、選定候補地が本計画策定以降に不測の事情で使用不可能となった場合には再選定が必要となる。

仮置場の選定は、本町の山間部が東西地区を分断している地理的特性から、東西でそれぞれ行う必要がある。選定要件は未使用の町有地や、公共施設用地を基本とし、平地で可能な限り生活圏外で、搬入・搬出の車両等の通行が容易であり、また、場内環境が轍、陥没に対処でき、使用後復旧が容易であることにあわせて3年程度の中長期の使用ができることも選定条件として必要である。

その他、被災状況等により候補地が確保できない場合は、数か所に分かれて種別ごとに

小規模の仮置場の設定や、民間事業者との協力関係の構築を検討する必要も想定される。

表2-6-12 仮置場候補地の選定（担当課における体制）

項 目	内 容
対応者	・都市建設対策部（環境課）
実施すべき事項	・災害廃棄物の発生量見込みに応じた仮置場の選定。 （候補地は平時から想定）
実施方法	・被災状況等を勘案し、1箇所か複数設置かを検証する。

2）仮置場必要面積

町で想定される対象災害が発生した際の一次仮置場の必要面積について、災害廃棄物対策指針による算出方法を用いて算出した。

①災害廃棄物対策指針により示された方式

仮置場に必要面積の推計方法は、「災害廃棄物対策指針 技術資料【技1-14-4】」において、算定式が示されている。

災害廃棄物対策指針の算出方法による算出結果を表2-6-13に示す。

表2-6-13 仮置場必要面積

（地震）ha

災害種別	可燃ごみ	不燃ごみ コンクリートがら等	合計
有馬高槻断層帯地震	0.2	0.3	0.5

3）住民への仮置場の周知

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間（時間）分別、持込禁止物等を明確にしたうえで、町ホームページ、たんぼぼメール、自治会回覧板、防災行政無線、広報車等により行い、全世帯へ周知にする。

4）仮置場の設計

仮置場の設計は、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止などを目的とし、搬入時から分別を徹底する。

詳細は以下の表2-6-17、表2-6-18、に記載する。

表2-6-17 仮置場の設計（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・都市建設対策部（環境課）
実施すべき事項	・行政所管との調整。 ・民間の土地の場合は、地権者との調整。 ・受入可能物と不可能物の区分及び分別看板の設置。 ・ごみ処理施設の処理能力状況の確認とそれに応じた仮置場の選定。 ・平時からの候補地でのレイアウトの見直し。
実施方法	・記録係の設定（時系列で記録） ・設計資料等の配布と交通整理の準備

表2-6-18 仮置場レイアウト配置の留意点

項目		留意点
災害の規模	大規模	・集積所（住民用仮置場）に粗選別作業スペースも合わせて一次仮置場として分別区分。粗選別後、二次仮置場に運搬を想定。
	中小規模	・集積所（住民用仮置場）を設定し、粗選別を行う一次仮置場に運搬。あるいは処理施設に直接搬入も考えられる。
災害の種類	地震災害	・地震災害時には瓦類などのスペースを広くする。
	風水害	・風水害時には畳（ふとん、マットレス）などのスペースを広くとる。 ・強風による屋根材（瓦、スレート、波板等）などのスペースを広くとる。
ステーション回収の実施可否	実施可	・道路などインフラが使用可能でステーション回収可能な場合や自治体でステーション回収を想定している場合。 ・平時の搬出区分、方法で搬出・収集（例：可燃ごみは45Lのごみ袋に入れて搬出）。
	実施不可	・集積所（住民用仮置場）、一次仮置場を設置して対応。

注．素材が似ているコンクリートがらとスレートは必ず分別し、コンクリートがらは極力リサイクル、スレートは適切に処理・処分を行う

注．スレート（アスベストを含有するものがあるため）、ガラス・陶器（仮置場で散乱し、仮置場返却時の原状回復を考慮）はコンテナ、フレコンバッグ等に収容し、飛散・散乱防止を図る

(仮置場の設計に係る留意事項)

- ◆保管する予定の廃棄物の性状に応じて、シート敷設や覆土等土壌汚染防止対策を検討する。
- ◆仮置場の選定は、候補地リストの中から、町災害対策本部内で調整のうえ行う。
- ◆仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壌調査をしておくことが望ましい。
- ◆仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(平常時に作成しておく。)
- ◆生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- ◆災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。

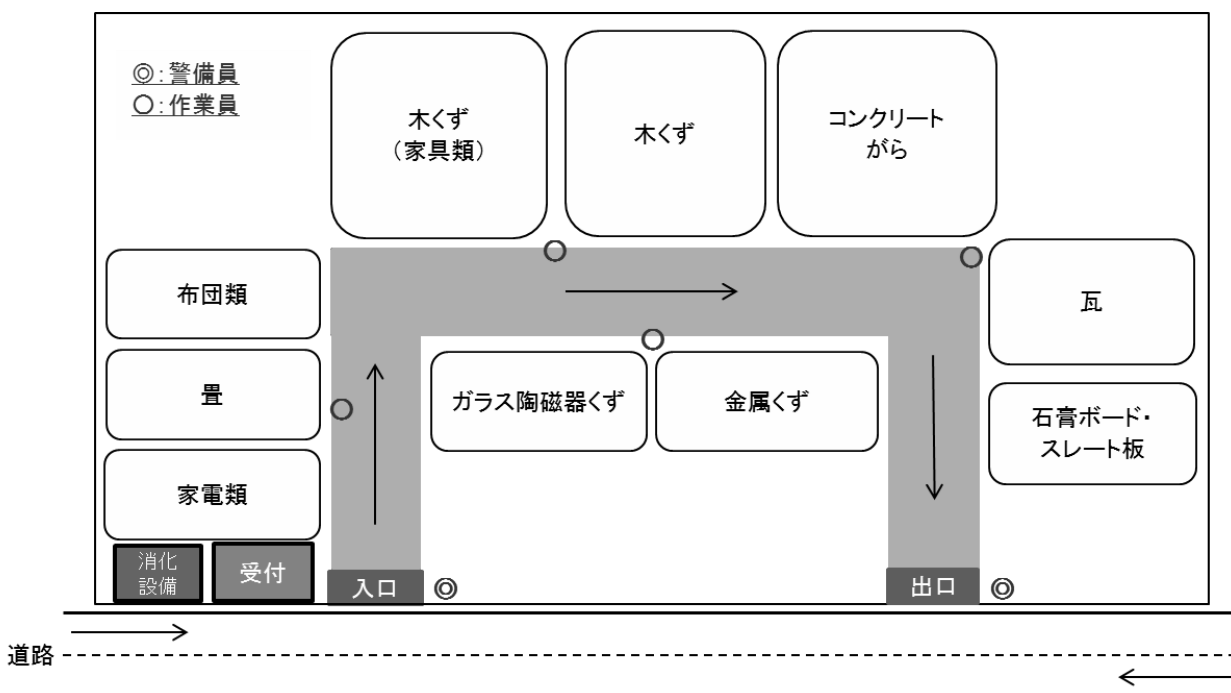


図2-6-5 仮置場の分別配置の例

- ※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。
- ※災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。
- ※出入口は2箇所が望ましいが、1箇所の場合は、車両が交差することによる渋滞を防止するため、仮置場の動線は時計回りにする。

5) 仮置場の管理・運営

仮置場の開設は、災害の種類・規模により災害発生後数日以内に行うことが求められる。

(仮置場の管理・運営に係る留意事項)

- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。(平常時に作成しておく。)
- ◆分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。
- ◆仮置場の運営に必要な資機材は平時から準備しておく。
- ◆火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ◆状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲に、フェンス等の囲いを設置する。

表2-6-19 仮置場の管理・運営（本部）（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・都市建設対策部（環境課） ・応援職員 ・委託業者
実施すべき事項	・人員体制の確保 ・委託業者の契約・業務内容の調整 ・被災者向けの情報提供の開始 ・住民対応マニュアルの確認 ・ボランティア向けのマニュアル等の整備
実施方法	・広報はホームページ・メール・紙媒体（壁新聞等）を活用。 ・電話対応の窓口とマニュアルの徹底 ・ボランティアに分別方法等を伝える。

表2-6-20 仮置場の管理・運営（現場）（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・都市建設対策部（環境課） ・応援職員 ・委託業者
実施すべき事項	・分別ごみの配置・整理等 ・交通整理 ・夜間の見廻り ・持ち込みごみの取締り
実施方法	・現場管理者の設置 ・交通整理の徹底 ・夜間の持ち込みや片付けごみなどの取締り ・本部に現場状況の報告

6）仮置場の復旧

仮置場を復旧する際は、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、原状回復に努める。また、迅速な処理終結のために、復旧ルールを検討する。

表2-6-21 仮置場における必要資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	マグネット付のバックホウ等	敷鉄板の敷設		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	

	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付	搬入受付	○	
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	マグネット、スケルトン			○
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉じんの飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技17-1】（令和5年1月20日、環境省）

（６）環境対策、モニタリング

１）基本方針

環境モニタリングは、仮置場の周辺等における地域住民の生活環境への影響を防止、災害廃棄物処理現場の二次災害や労働災害を防止することを目的とし実施する。

実施にあたっては仮置場の規模、保管災害廃棄物の内容・性状、場内での作業内容、周辺環境状況等を、災害廃棄物対策指針等に基づき必要かつ適切な項目で、モニタリング回数を設定し実施する。

2) 環境影響とその要因

災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因、主な環境保全策を次に示す。

表2-6-22 災害廃棄物処理に係る主な環境影響と要因

影響項目	対象	主な環境影響と要因
大気	被災現場 (解体現場等)	・解体・撤去作業に伴う粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物（建材等）の解体に伴う飛散
	運搬時	・廃棄物等運搬車両の走行に伴う排ガスによる影響 ・廃棄物等運搬車両の走行に伴う粉じんの飛散
	仮置場	・重機等の稼働に伴う排ガスによる影響 ・中間処理作業に伴う粉じんの飛散 ・アスベスト含有廃棄物（建材）の処理によるアスベストの飛散 ・廃棄物からの有害ガス、可燃性ガスの発生 ・焼却炉（仮設）の稼働に伴う排ガスによる影響
騒音・振動	被災現場 (解体現場等)	・解体・撤去等の作業時における重機等の使用に伴う騒音・振動の発生
	運搬時	・廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音・振動
	仮置場	・仮置場での運搬車両の走行による騒音・振動の発生 ・仮置場内での破碎・選別作業における重機や破碎機等の使用に伴う騒音・振動の発生
土壌	被災現場	・被災地内のPCB廃棄物等の有害物質による土壌への影響
	仮置場	・仮置場内の廃棄物からの有害物質等の漏出による土壌への影響
臭気	仮置場	・仮置場内の廃棄物及び廃棄物の処理に伴って発生する臭気による影響
水質	仮置場	・仮置場内の廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共用水域への流出 ・降雨等に伴って仮置場内に堆積した粉じん等の濁りを含んだ水の公共用水域への流出 ・焼却炉（仮設）の排水や災害廃棄物の洗浄等に使用した水（排水）の公共用水域への流出
その他（火災）	仮置場	・廃棄物（混合廃棄物、腐敗性廃棄物等）による火災発生

表 2-6-23 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散	・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置

	・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生	・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動	・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音対策（パネル、シート、カバー、塀）を設置
土壌等	・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	・災害廃棄物からの悪臭	・腐敗性廃棄物の優先的な処理 ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止

3) 仮置場における防火対策

仮置場における火災を未然に防止するための措置を実施する。また、万一火災が発生した場合に、二次被害の発生を防止するための措置も併せて実施する。

災害廃棄物が高く積み上がった場合、微生物の働きにより内部で嫌気性発酵することでメタンガスが発生し、火災の発生が想定されるため、仮置場に積み上げられる可燃性廃棄物は、高さ5m以下、一山当たりの設置面積を200㎡以下にし、積み上げられる山と山との離間距離は2m以上とする。また、火災の未然防止措置として、日常から、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を行うとともに、散水の実施、堆積物の切り返しによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施する。

万一火災が発生した場合は、消防と連携し、迅速な消火活動を行う。消火器や水では消火不可能な危険物に対しては消火砂を用いるなど、専門家の意見を基に適切に対応する。

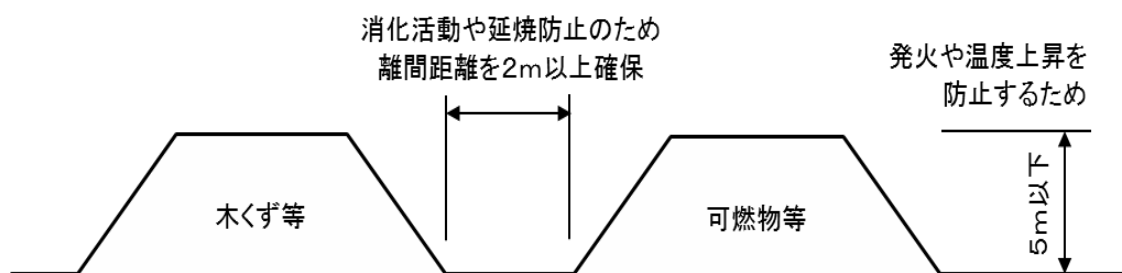


図2-6-6 理想的な仮置場の廃棄物堆積状況

(7) 損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)

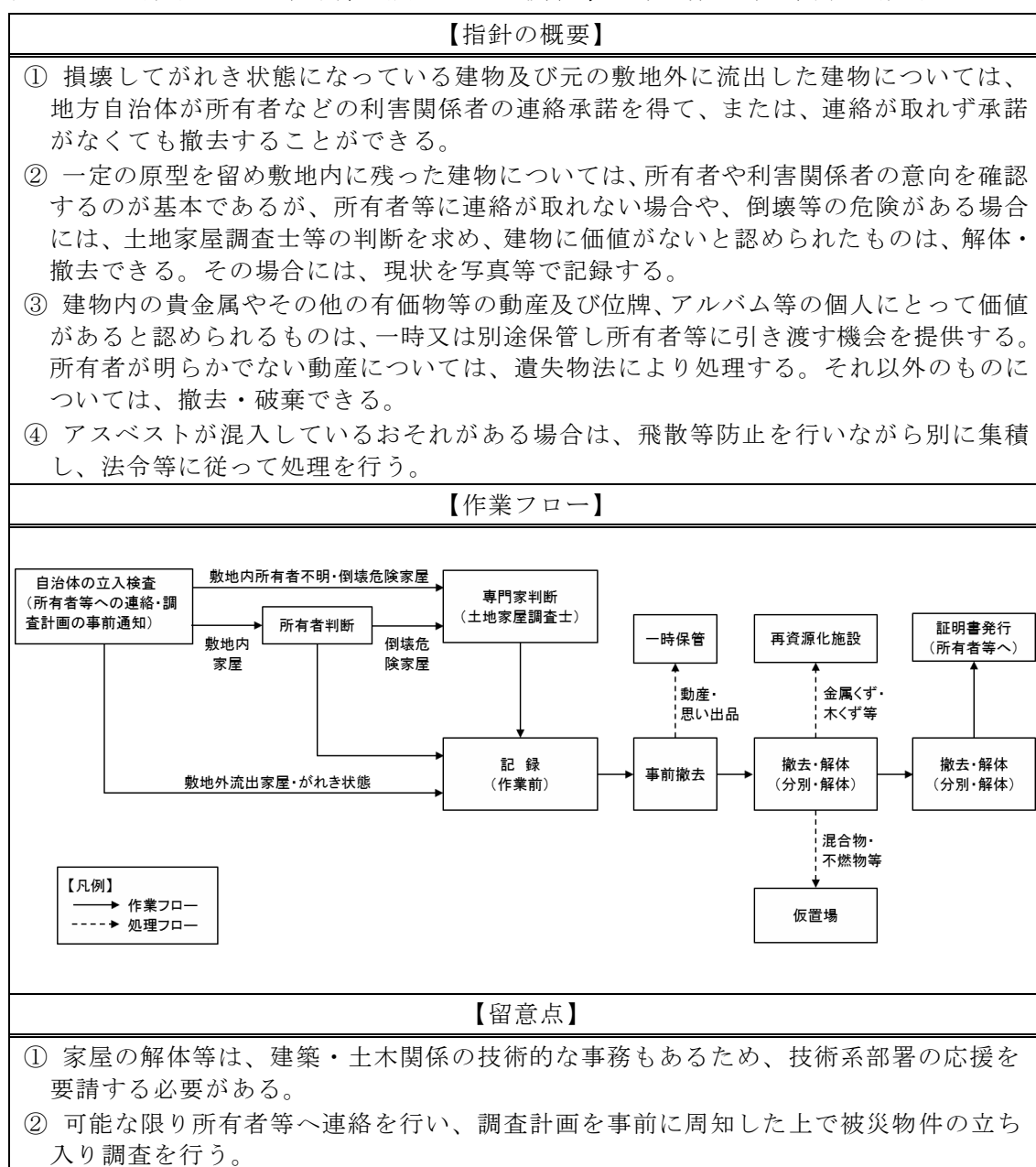
1) 損壊建物・倒壊の危険がある建物等(以下「損壊建物等」という。)の処理等

発災直後は人命救助を最優先するために、緊急車両等の通行の妨げとなる道路上の散乱物や道路を塞いでいる損壊建物等の撤去等を行わなければならない。

道路啓開は国、府及び本町道路関係部署が行うが、がれき等処理担当は、啓開開始により生じた災害廃棄物等を仮置場等への搬入を指示し、協力を行う。廃建材等にはアスベストが混入されている恐れもあることから、作業を行う者は廃建材等の性状を観察して、アスベスト等が混入している恐れがあるときは、他の廃棄物とは別に集積し、飛散防止対策等を講じる。

損壊建物等の解体撤去等については、環境省災害廃棄物対策指針技術資料【技1-15-1】において「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」(平成23年3月25日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知)を参考として処理等を行う。

表2-6-21 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針



- ③ 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
- ④ 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- ⑤ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、粉塵等の飛散防止等のため適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- ⑥ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

出典：「災害廃棄物対策指針」技術資料【技1-15-1】（平成26年3月31日、環境省）

2) 被災家屋等の解体・撤去

被災家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行う。ただし、国が特例措置として、市町村が損壊家屋等の解体を実施する分を補助金対象とする場合がある（公費解体）。

災害の規模等によって補助金対象かどうか異なるため、環境省に確認し、補助金の対象となる場合は、本町で公費解体を行う。

公費解体を行う場合でも、残置物（家財道具、生活用品等）は所有者の責任で撤去してもらう必要があるため、所有者に対し、解体工事前に撤去するよう指示する。

損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）にあたっては、重機による作業・設計・積算・現場管理等など土木・建築部局など関係部局を含めた対応をとる必要がある。

そのため、事前に関係部局との連携について検討しておく。

庁内体制における事前準備、関係者確保に関する体制を表2-6-22、解体撤去方針の決定に関する体制を表2-6-23へ示す。

表2-6-22 事前準備、関係者の確保（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・災害対策本部により調整された部門 ・災害廃棄物が持ち込まれる場合は環境部門と調整
実施すべき事項	・全壊・半壊等の判定による倒壊家屋等の件数の把握 ・解体業者との契約（平時からの協定） ・公費で撤去する基準の策定
実施方法	・優先順位の高い家屋から対応 ・アスベスト含有建築物が持ち込まれた場合の対応

表 2-6-23 解体・撤去の方針決定～実施（担当課における体制）

項目		内容
方針決定	対応者	・ 災害対策本部により調整された部門
	実施すべき事項	・ 公費とする解体家屋の順位
	実施方法	・ 公費の場合は出来るだけ所有者の立ち合いのもと
実施	対応者	・ 現場確認等は公費解体担当部門 ・ 解体業者
	実施すべき事項	・ 安全管理・記録・所有者の同意。 ・ 災害廃棄物の仮置場への持ち込みの場合の分別徹底の周知 ・ アスベスト調査の実施
	実施方法	・ 解体家屋の所有者等との調整後実施 ・ 解体事業者と連携し解体の実施 ・ 仮置場への持ち込む場合は分別徹底を行う

<公費解体の手順>

公費解体を行う場合の手順を図2-6-6に示す。

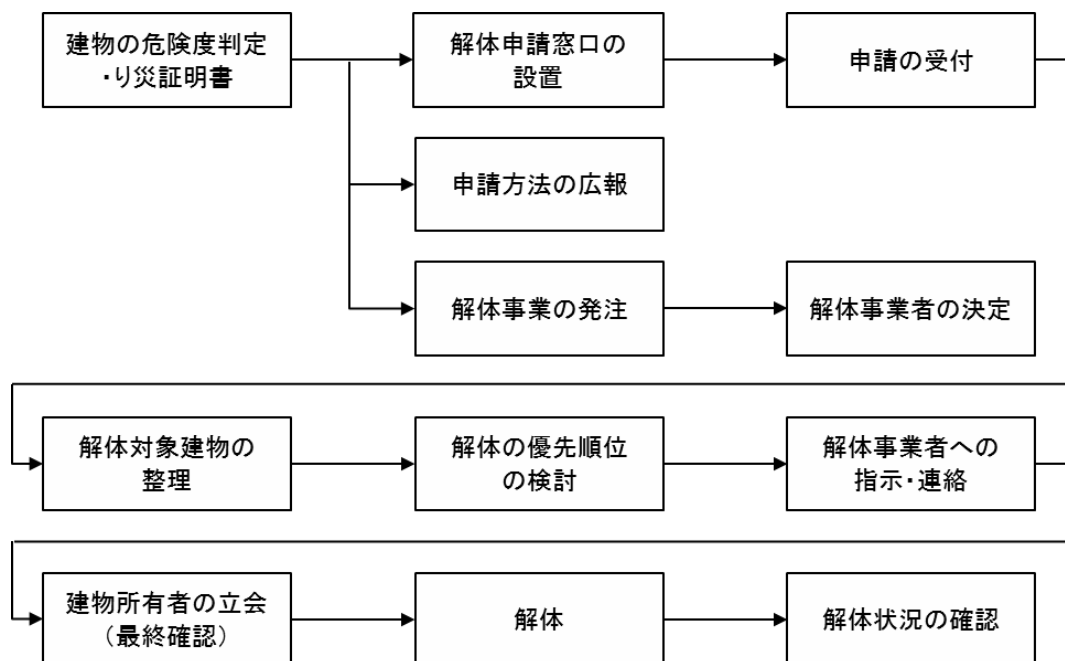


図2-6-7 公費解体における手順の例

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）図 2-2-3 を編集

<業者との契約>

公費解体については、申請件数が少ない場合には1件ごとに解体工事の設計を行い、入札により業者を設定する。ただし、大規模災害において、1件ずつの契約が現実的でない場合は、解体標準単価を設定し、随意契約（単価契約）等を検討する必要がある。

<石綿対策>

アスベスト含有成形板等のレベル3建材は多くの家屋に使用されており、解体撤去工事に当たり、アスベストに関する事前調査が必要となる。

事前調査により把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

石綿含有建材を使用した被災家屋の解体・撤去、石綿を含有する廃棄物の撤去や収集・運搬に当たっては、環境省が策定した「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改定版）」を参照して安全に配慮する。

<太陽光パネル、蓄電池等への対応>

太陽光発電設備や家庭用、業務用の蓄電池等の撤去に当たっては、感電のおそれがあるため、取扱いに注意する。

電気自動車やハイブリッド車等の高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合には、感電する危険性があることから、十分に安全性に配慮して作業を行う。

（８）選別・処理・再資源化

災害廃棄物等の再生利用を進めることは、最終処分量を削減し、処理期間の短縮などに有効であるため、あらかじめ検討した処理フローに基づき、廃棄物ごとに留意点に配慮し、処理と再生利用、処分の手順を定める。

災害時には、様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理可能な事業者を検討する。

災害応急時においても、今後の処理や再生利用を考慮し可能な限り分別を行う。

分別品目の種類は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決定する。

廃棄物の腐敗等への対応を検討する。害虫駆除や悪臭対策にあたっては、専門機関に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行う。

緊急性のある廃棄物以外は混合状態とならないよう、収集時又は仮置き時での分別・保管を行う。

表2-6-24 災害廃棄物の分別・処理・再資源化（担当課における体制）

項目	内容
対応者	・都市建設対策部（環境課） ・応援職員 ・委託業者
実施すべき事項	・仮置場での分別の徹底。 ・平時より職員・ボランティア等の業務に携わる職員への分別徹底の周知 ・平時よりアスベスト含有廃棄物の隔離方法の策定
実施方法	・職員・ボランティア等の業務に携わる人間への分別の徹底 ・アスベスト含有廃棄物の隔離

（９）最終処分

猪名川上流広域処理施設組合同国崎クリーンセンターで中間処理された焼却灰や破砕・選別された災害廃棄物については、平常時と同様に大阪湾広域環境臨海環境整備センターに埋め立て処分を委託している。

施設の被災などで不燃物の処理が行えない場合は、広域的に処分を行う必要が考えられるため、経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、民間事業者等との活用も含めて検討する。最終処分場の確保が困難な場合、都道府県へ支援を要請する。

なお、最終処分場の埋立終了区域は、災害廃棄物、再生利用予定のコンクリートくず等の一時的保管場所としての利用を検討する。

最終処分場一覧は下記のとおりである。

（最終処分場リスト）

名 称	受入可能な廃棄物	住 所	能力/施設概要
大阪沖埋立処分場	焼却灰や破砕・選別された災害廃棄物	大阪市此花区北港緑地地先	95ha

(10)広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、府への事務委託（地方自治法第252条の14）を含めて広域処理を検討する。府への事務委託の内容には次のようなものが考えられる。

- ①倒壊建物等の解体・撤去
- ②一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- ③一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- ④二次仮置場からの収集運搬
- ⑤処理（自動車、家電、PCB 等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

(11)有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

本町で通常収集・処理を行っていない災害廃棄物は、あらかじめ府及び民間事業者と取扱い方法を検討し、処理方法を定める。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害性物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。人命救助、被災者の健康確保の際には特に注意を要する。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

有害・危険性廃棄物処理の留意事項については下記のとおりである。

（有害・危険性廃棄物処理の留意事項）

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	・石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。 ・建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。 ・バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。
石綿	・損壊家屋等は、撤去（必要に応じて解体）前に石綿の事前調査を行い、発見された場合は、災害廃棄物に石綿が混入しないよう適切に除去を行い、廃石綿等又は石綿含有廃棄物として適正に処分する。 ・廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まないようにする。 ・仮置場で災害廃棄物中に石綿を含むおそれがあるものが見つかった場合は、分析によって確認する。 ・損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために適切なマスク等を着用し、散水等を適宜行う。

種類	留意事項等
P C B 廃棄物	・ P C B 廃棄物は、被災市区町村の処理対象物とはせず、P C B 保管事業者に引き渡す。 ・ P C B を使用・保管している損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）を行う場合や撤去（必要に応じて解体）作業中に P C B 機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、保管する。 ・ P C B 含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、P C B 廃棄物とみなして分別する。
テトラクロロエチレン	・ 最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。
危険物	・ 危険物の処理は、種類によって異なる。（例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理はエルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など）
太陽光発電設備	・ 太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・ 感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・ 複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか、切断する。 ・ 可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。 ・ 可能であれば、ケーブルの切断面から銅線がむき出しにならないようにビニールテープなどを巻く。 ・ 保管時において、太陽電池モジュール周辺の地面が湿っている場合や、太陽光発電設備のケーブルが切れている等、感電のおそれがある場合には、不用意に近づかず電気工事士やメーカー等の専門家の指示を受けます。
蓄電池	・ 感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・ 電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月、環境省）P2-45、表 2-3-1 を編集

(12) 思い出の品等

所有者にとって価値が認められる思い出の品については、災害廃棄物が搬入された地域を特定できるようにして集約する。

思い出の品や貴重品は、保管場所の確保を行い、ルールにのっとり、回収・清潔な保管・広報・返却等を行う。

思い出の品等は、表2-6-25のように定める。

貴重品の取扱いについては、警察と連携をはかる。

歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点の周知を徹底する。

表2-6-25 思い出の品等の取扱いルール

項目	取扱いルール等
定義	アルバム、写真、位牌、賞状、手帳、パソコン、カメラ、ビデオ、

	携帯電話、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等
基本事項	公共施設で保管、台帳の作成、広報、閲覧、申告等により引き渡し
回収方法	災害廃棄物の撤去現場や建物の解体現場で発見された場合はその都度回収する。または住民・ボランティアの持込みによって回収する。
保管方法	泥や土が付着している場合は洗浄して保管する。
運営方法	地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
返却方法	基本は面会引き渡しとする。本人確認ができる場合は郵送引き渡しも可とする。

(13) その他地域特性のある災害廃棄物処理対策

その他地域特性のある災害廃棄物の発生が予想される自治体等においては、可能な場合は発生量の推計を行い、平時の処理方法や処理先を踏まえ発災時の処理処分先を検討することが望まれる。

表2-6-26 地域特性のある災害廃棄物の例

・文化財（石仏等）

7章 災害廃棄物処理実行計画

発災前に作成した処理計画にもとづき、府が作成する基本方針・実行計画を参考に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、処理フロー、処理スケジュール等を作成し、災害の規模に応じて実行計画の作成を検討する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるため、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。実行計画の具体的な項目例は、表2-7-1のとおりとする。

表2-7-1 実行計画の項目例

1 実行計画の基本的考え方
1.1 基本方針
1.2 実行計画の特徴
2 被災状況と災害廃棄物の発生量及び性状
2.1 被災状況
2.2 発生量の推計
2.3 災害廃棄物の性状
3 災害廃棄物処理の概要
3.1 災害廃棄物の処理に当たっての基本的考え方
3.2 町内の処理・処分能力
3.3 処理スケジュール
3.4 処理フロー
4 処理方法の具体的な内容
4.1 仮置場
4.2 収集運搬計画
4.3 解体・撤去
4.4 処理・処分

5	安全対策及び不測の事態への対応計画
5.1	安全・作業環境管理
5.2	リスク管理
5.3	健康被害を防止するための作業環境管理
5.4	周辺環境対策
5.5	適正処理が困難な廃棄物の保管処理方法
5.6	貴重品、遺品、思い出の品等の管理方法
5.7	取扱いに配慮が必要となる廃棄物の保管管理方法
6	管理計画
6.1	災害廃棄物処理量の管理
6.2	情報の公開
6.3	都道府県、市町村等関係機関との情報共有
6.4	処理完了の確認（跡地返還要領）

8章 処理事業費等

大量の災害廃棄物の処理には多額の経費が必要であり、被災市町村のみで対応することは困難であるため、国の補助事業の活用が必要となる。環境省においては、「災害等廃棄物処理事業」及び「廃棄物処理施設災害復旧事業」の2種類の災害関係補助事業がある。補助事業の活用は災害廃棄物対策の基本方針に影響するものであり、都道府県・市町村は円滑な事業実施のため、発災後早期から国の担当窓口との緊密な情報交換を行う。

災害廃棄物処理事業の補助金申請においては、廃棄物処理に係る管理日報、写真等多くの書類作成が必要となり、市町村においては必要な人員確保に留意する必要がある。

また、国への申請等の手続きは都道府県を経由して行われることになるが、都道府県は必要な手続きの内容、留意事項に係る周知等、市町村の支援に努める。（補助事業の詳細については、「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成26年6月）」（環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）を参照。）

1) 災害等廃棄物処理事業

補助対象事業： 暴風、洪水、高潮、地震、台風等その他の異常な自然現象による被災及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町村等が実施する災害等廃棄物の処理

対象事業主体： 市町村、一部事務組合、広域連合、特別区

補助率： 2分の1（地方負担分についても、大部分は特別交付税措置あり。）

対象廃棄物：

- 災害のために発生した生活環境の保全上特に処理が必要とされる廃棄物（原則として生活に密接に関係する一般家庭から排出される災害廃棄物）
- 災害により便槽に流入した汚水（維持分として便槽容量の2分の1を対象から除外）
- 特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの）

2) 廃棄物処理施設災害復旧事業

補助対象事業： 災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業並びに応急復旧事業

対象となる事業主体：都道府県、市町村、廃棄物処理センター 他
補助率：2分の1

3) 町の補正予算

災害等廃棄物処理事業を進めるにあたり、町の廃棄物担当部門の予備費では収まらず、補正予算を編成することが多い。災害の状況によっては1回の補正では済まないケースもある。

しかし、補正予算で支給額を増額しても町自体に予算がなければ当然のことながら歳出予算の補正はできず、金額が大きい場合には起債・一時借入（一借）せざるを得ない。

このため、補助金受領に向けた事務の円滑な処理により、一借期間を最小限度にし、災害廃棄物処理事業による市町村財政への悪影響を極力防ぐ必要がある。

また、補正予算は単に災害等廃棄物処理にとどまらず、インフラの復旧や避難所の運営経費等、それぞれの担当部局が財政部門と協議を重ねることとなる。そのため、特に歳入の柱となる各省庁の補助制度については、担当部局及び財政部門とも十分に理解する必要がある。

災害対策という急施を要する状況では、地方自治法第179条専決（処分）が用いられた例もある。災害廃棄物処理費用が多額に上る際には、費用の必要性と根拠を多方面に説明し、理解を得て慎重に対応する。

9章 災害廃棄物処理計画の見直し

本計画は、国の指針や町が作成する地域防災計画が改定された場合等に見直す。さらに、一般廃棄物処理計画が改定された場合等には、その内容を確認の上、処理施設の残余容量等に大きな変化があれば計画を見直すことがある（図2-9-1参照）。

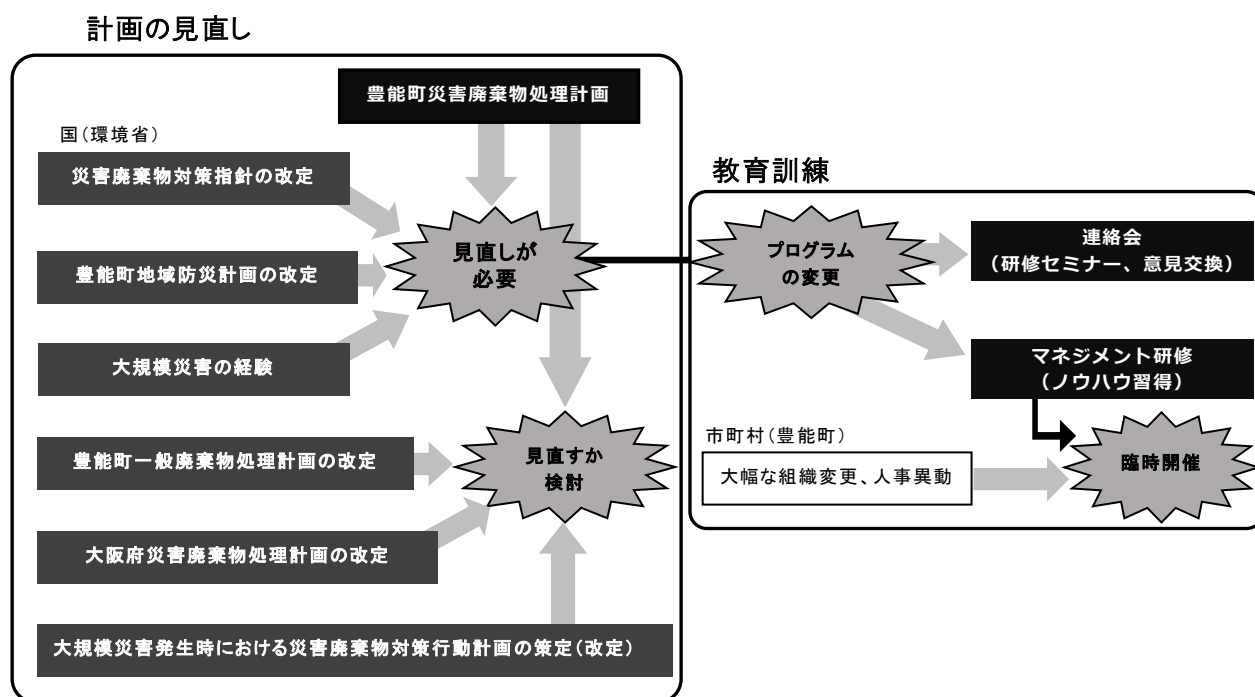


図2-9-1 計画の見直しと教育訓練の考え方